

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (29. 1 定)			
日 時	平成 29 年 3 月 14 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 24 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、秋元、斉藤、 酒井（隆行）、濱本、面野、林下、新谷 各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長 産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ち、委員長から一言申し上げます。

傍聴にいらした方々につきましては、本日は、小樽市議会第 1 回定例会予算特別委員会を傍聴いただきましてありがとうございます。

受け付けの際、「傍聴される皆様へ」ということで、傍聴に当たって守っていただきたい事項を記載した書面を配付させていただいております。円滑な委員会運営のため、配付した書面の内容に従っていただけない場合は、それを制止し、さらに従っていただけない場合は退場していただくことになります。昨日開催の当委員会では、遺憾ながら私の再三再四の制止に従っていただかず、やむなく退場していただいた傍聴者もいらっしゃいますので、くれぐれも御留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、酒井隆行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、松田委員が斉藤委員に、中村吉宏委員が濱本委員に、中村誠吾委員が林下委員に、川畑委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○産業港湾部参事

さきの平成29年3月9日の予算特別委員会において、公明党斉藤委員から御指摘のありました工作物等施工許可申請書の記載訂正につきまして、その後の処理に係る御報告をさせていただきます。

当該許可申請書とは、28年11月16日付で申請者から小樽市港湾施設管理使用条例第4条第1項に基づき提出された高島地区袖護岸への係船環設置に係る工作物等施工許可申請書であり、書式における施工期間の記載が不明瞭であるまま受け付けし、28年12月1日付で許可していたため、事務処理に問題がある旨の御指摘をいただきました。

御指摘の点につきましては、申請者に対し、当該部分が明瞭となるような書類を提出させて処理する旨、お約束したところでありました。その後、3月10日付で港湾室から申請者に書面で訂正依頼をし、申請者からは、3月13日付で施工期間中の欄中、「許可後」を「許可日」へ、「施工後60日」を「許可日より60日」と訂正する旨の書面の提出がありました。

また、本日、要求資料として提出させていただいておりますが、許可後の本年1月30日付で、申請者から小樽市港湾施設管理使用条例施行規則第9条に基づく施工期間の変更届出書が提出されておりました。その内容は、当初の申請に係る施工期間を29年2月1日から29年3月31日までに変更するものでありました。この届出書は、本来1月中に係船環を設置する予定であったものが、降雪により施工が困難となったことから、施工が可能となると考えられる期間に変更するというものであり、本市といたしましては、29年1月31日付でこれを承認したところであり、この変更届により不明瞭であった施工期間が結果的には補正されておりました。

私どもといたしましては、3月9日開催の予算特別委員会において、施工期間の記載について御指摘があった際には、この変更届により施工期間が補正されたとしても、当初の許可申請書の施工期間の記載が訂正されることにはならないと考え、この変更届書については御説明していなかったものであります。

なお、このたびの御指摘を踏まえ、変更届書の施工期間につきましても、当初申請書の施工期間訂正と整合性がとれるよう訂正をいたしました。

このようなことは、私どもの不適切な事務処理によるものであり、今後は、このようなことがないように、事務処理に細心の注意を払ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、共産党、民進党、自民党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎防災行政無線の調査及び基本計画策定経費について

私からは、防災行政無線の調査及び基本計画策定経費1,200万円について、改めて数点確認させていただきます。

まず、本市では、なかなか導入が難しいという従来の立場から、今回大きく方針転換された理由をお示しく下さい。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

これまででもですけれども、同報系の防災行政無線につきましても、調査研究を続けてきたところでございますが、毎年、津波避難訓練を実施されている沿岸区域の町会からの要望が依然として強くございますとともに、また、津波に対する避難情報伝達の一つのツールとしまして、特に来訪者の方などには有効であるというようなことから、この先に進めるには専門的な見地から検討を進める必要があるという判断に至ったことから、このたび平成29年度予算に計上をさせていただいたものでございます。

○斉藤委員

従来の難しいという考え方から、それを示されたとき、どのような調査を行い、何を根拠としていたのかと。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

従来からでございますけれども、既に導入している自治体の事例について調査研究いたしまして、視察に伺うなど、その導入実績を本市に当てはめて考えていたところでございます。従来、自営で基地局を設置する60メガヘルツの無線で半径300メートル届くと言われてございます汎用のスピーカーを備えた防災行政無線の導入事例を結果的には調査検討しておりました。これらを参考として進めていったというような状況でございます。

○斉藤委員

今回、方針転換をされるに当たりまして、その理由を導き出すために、新たにどのような調査を行いましたか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

他都市の導入事例の調査に当たりまして、比較的新しい導入という部分と、それと本市と同等規模で海岸を有する自治体を訪問するなどの調査を進めておりました。その中で、従来は移動系無線とされておりましたMCA無線、簡単に申しますと基地局を共同して利用する無線なのですけれども、自前の基地局の設置を要しないというところでございますが、それにつきましては、同報系として使用されている事例があった、また道外になりますけれども、新たな技術と申しますか、スピーカーの麓でもそれほどさくなくて、長距離に届くスピーカーの導入事例があった、そういったことですか、また、消防本部とはこれからの協議になりますけれども、本市の消防無線の基地局を共同利用できる可能性の有無などにつきましても調査を進めてきたというところでございます。

○斉藤委員

今回計上されている1,200万円の予算の内訳と算出根拠をお示しいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

業務の内訳についてでございますけれども、今後の入札に影響も心配される部分もありまして、大きくりの答弁にさせていただくということで、御了承いただきたい部分なのですが、主なものでございますけれども、まず地形、地物を調査する現地踏査、それから電波が届くかどうかの伝搬調査、それと音が届くかどうかの音響伝達調査など

の調査関連で、大ざっぱですけれども500万円程度と。

次に、無線の伝送方式ですとか音響の比較検討、それから最後に、システムの設計というような検討を設計関連で、これも大ざっぱですけれども約600万円ほど。

そのほかといたしまして、資料の収集ですとか、北海道総合通信局など関係機関との打ち合わせ資料の作成ですとか同行、それと成果品のつくり込み、そういったものの中で約100万円といったところでございます。

なお、これらの金額につきましては、諸経費を按分しまして足し込んでいるということになります。

それから、算出根拠についてですけれども、北海道建設部の委託積算基準と、それと技術管理関係集の調査設計業務委託見積歩掛策定要領に基づいて算出しております。

○齊藤委員

これ大事なところでですけれども、調査費と計画策定費、一緒になって1,200万円なのですが、この調査費部分と計画策定部分を区分できないのかお聞きします。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

区分の話でございますが、まず業務の順番として、各種準備の次になりますけれども、現地踏査を実施いたしまして、その次に電波や音響の机上シミュレーションなどを行いながら比較検討を行いまして、それに基づいて電波伝搬ですとか音響伝達の調査を行います。この調査の中で、実際やってみたら届かないとか、そういうようなことがあれば、再度シミュレーションや比較検討をトライアルして進めていかなければならないというところでございます。そして、最後にですけれども、設計を行いまして基本設計などが完成しまして、それをもちまして費用の積算も可能となるということでございます。したがって、調査と設計が一体となって進められるものでございまして、区分して行うことは難しいと考えてございます。

○齊藤委員

区分は難しいということなのですが、今回これだけ1,200万円という非常に高額な予算を、つぎ込むという表現はいいかどうかわからないのですけれども、つぎ込んだ以上は、その結果として、やはり高いからやめましたという選択肢はあり得ないのではないかと考えます。本市の地形的条件などから、特にこの費用がかさんで、計画は策定したが導入は難しいというようなことになってしまう、好きこのんでそういうことにはしないと思うのですけれども、結果としてなってしまうような可能性は万々が一にもないのでしょうかという確認をしておきたいと思っております。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

万が一というか、基本設計が終わってみなければ精度の高い事業費が算出されませんので、絶対というようなことは現時点で断言できないのですけれども、今回の予算を認めていただきまして、専門的な知識ですとかノウハウ、そういったものを使いまして、効率的で効果的な施設の設計を進めていきたいと考えておりまして、災害対策室といたしましては、導入が実現できるよう精いっぱい財政当局に説明を行っていきたくて考えてございます。

○齊藤委員

ぜひ有効な、小樽にとって非常に効果的だという防災行政無線の組み立てをお願いしたいと思います。

最後に、市長の意気込みを確認させていただいて終わりたいと思います。

○市長

今、担当からも答弁いたしましたけれども、このように海岸線を有している小樽市の中で、やはり居住者の方々における無線の設置というのは、非常に高いものがあるのではないかなと思っております。

また、それとともに、今、小樽市に多くの観光客の皆様がお越しになられておりますけれども、今、一番多く来られているエリアも海に近いエリアだということが、災害時においての一つの懸念材料であるというふうに認識しているところでございます。その方々も含めて、緊急性があるときに、即時そのことを伝達する手段というものが、今なかなかラジオ、携帯電話等そういうものはありますけれども、やはり市として安全面または災害時にいち早く

避難環境をつくっていく、その中で、そのような無線の設置というものは、小樽市として非常に急務ではないかなと感じているところでございます。

このたび、このような形で調査費を上げさせていただきましたけれども、それを今、委員から御指摘のあったように、その調査費をしっかりと活用させていただいて、来年度以降に、その防災無線の設置に向けて、円滑かつ効率的に対応できるように行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○秋元委員

◎工作物等施工許可について

それではまず、先ほど工作物等施工許可についての説明をいただきましたけれども、それにかかわって質問なのですが、先日、斉藤委員からも指摘がありましたけれども、今回の変更は、当初のものを有効であることを前提としたものであるのですが、行政行為は、国民の権利・義務に具体的に影響を与えるものであります。極めて厳正に決定される必要があります。そもそも今回の係船環の設置については、漁業者と事業者がやっとテーブルについたばかりで、この時期の許可は、漁業者に対して信義にもとると、そういう議会の決議までされたところではありますが、こういう時期に許可するののかという、まさにその時期こそが問題になっているわけでありまして、その時期、施工の期間を明示しないことは、行政行為の附款にかかわる重大な瑕疵に当たり、当初の許可そのものが無効であると、そういうふうに考えますが、その変更届も当然に無効と考えているのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）管理課長

当初の申請書に記載されておりました施工期間が不明瞭であったことにより、それが瑕疵でこの申請書が無効ではないかという御質問についてですけれども、裁判の過去の判例によりますと、行政処分が無効であるかどうかということについては、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならず、ここに重大かつ明白な瑕疵というのは、この施工期間が重大な要因であるかどうかということになります。この施工期間については、3月9日の予算特別委員会においても、顧問弁護士と相談した結果、重大な瑕疵に当たらないということでございましたので、このそもそもの当初の申請書自体が、まず無効ではないというふうに考えております。したがって、その申請書に基づきます施工期間の変更届についても、それは有効なものだというふうに考えております。

○秋元委員

そもそも顧問弁護士は、法的根拠がないという前提のお話だったと思いますけれども、その上で今回、工作物等施工許可条件がありますが、この4番目、5番目、これについて説明してください。

○（産業港湾）管理課長

まず、工作物等施工許可条件の4番目ですけれども、この工作物等の施工に当たりまして、「港湾管理者が、公益上又はその他の理由により、必要と認めるときは、許可の取消しをする場合がある。許可を取消された場合、又は許可期間の終了した場合は、直ちに原状に回復すること」と説明がなされていますけれども、この係船環設置の許可に当たって、港湾管理者の判断で、例えば施工上、危険な行為をやっているですとか、許可申請書に出されている施工方法にのっとっていないで施工されている場合だとか、そういった場合に取消しを求めるということになっております。取消された許可については、許可期間が終了した場合も同様に直ちに原状回復するようにはできるということを記載している部分でございます。

5番目は「当該工作物の使用に当たっては、漁業活動の支障とならないようにすること」となっております。

○秋元委員

4番目の許可期間というのは、何を指して許可期間と言っているのですか。

○（産業港湾）管理課長

許可期間とは、許可申請書に記載される施工期間をもって許可期間として考えております。

○秋元委員

これですが、なぜそういう書き方をしないのですか。まず一つ、誤解を生むものですよ。

5 番目、これは漁業活動の支障とならないようにすることとなっていますけれども、6 番目に「小樽市担当職員の指示に従うこと」とありますが、先ほども話したとおり、例えば漁業者から漁業活動に対して支障があるという申し出があった場合には、市としてはどういう対応をしますか。

○（産業港湾）管理課長

この条件は、工作物等の施工許可の条件でありますことから、係船環を設置する際の工事において、漁業活動の支障となるような場合は、当然それに支障にならないような施工方法をとるようにと指示することになると思います。

○秋元委員

そんなことは聞いていない。漁業活動に支障があると言われたとき、どうするかということです。

○（産業港湾）管理課長

漁業活動に支障があるというふうに意見が出された場合は、その支障とならないように指導することになると思います。

○秋元委員

ということは、その工作物、係船環を使わないでくださいという、これは指導になるのですか。

○（産業港湾）管理課長

あくまでも施工に当たって支障にならないようにということでもあります。

○秋元委員

施工に当たってなんて書いていないですよ、これ。「使用に当たっては」ではないですか。だから、使う場合に漁業活動の支障にならないようにすることなのですよ。だから、係船環を使うときに漁業活動の支障になってはならないというふうに捉えていいのですよね。

○（産業港湾）管理課長

使用に当たって支障となる場合は、指導することになると思います。

○秋元委員

だから、使用する場合に漁業者から支障があるという場合には、市からその工作物、係船環を使用してはだめですよと指導するというだけでもう一回確認させてください。

○（産業港湾）管理課長

係船環の設置の使用に当たって漁業活動の支障となる場合は、支障にならないように使用するようという指導になると考えております。

○秋元委員

それで、先ほど 4 番目の許可期間の話で、施工期間と言いましたけれども、それでいいのですか。

○（産業港湾）管理課長

施工期間でよろしいです。

○秋元委員

めちゃくちゃなのですよ、この許可条件も。これ施工期間の終了した場合と、工事が終わったら、直ちに原状回復しなさいと書いてあるのですよ。そういうことでいいのですか。

○（産業港湾）管理課長

済みません。許可期間の考え方なのですから、訂正させていただきます。この許可期間は、護岸を使用している期間ということになります。

○秋元委員

だから、そんな答弁がこの場で変わったり、課長自身がこのことをわかっていないのに、こういう許可が市としてあり得るのですかということなのですよ、そもそもが。どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

許可条件の 4 番目の許可期間のことでございますけれども、まず工作物等施工許可条件につきましては、護岸登録の際の許可に基づいて出されている許可条件でございます、この 4 番目で言うております許可期間につきましては、護岸登録のいわゆる護岸の使用期間でございます、なおかつ取りつけた係船環を使用している期間ということでございます。

○秋元委員

担当の課長も間違えるぐらいの条件ですから、これがまず不適切なのですよ、こういうことが。まず一つ指摘しておきます。

それで、今回、行政行為の附款という話を先ほどさせてもらいましたけれども、行政行為の附款とはどういうことか説明していただけますか。

○（総務）総務課長

今お話のありました行政行為の附款でありますけれども、行政行為の主たる意思に対し従たる意思、例えば特別な義務でありますとか制限を加えることであります。例えばで申し上げますと、条件をつけて許可を与えるようなこと、このようなことを行政行為の附款と申します。

○秋元委員

その中で、行政行為の附款の中にはどういう種類があるのか、その辺も説明してもらえますか。

○（総務）総務課長

例えば期限でありますとか、先ほど申しました停止の条件、解除の条件、それから負担でありますとか法律効果の一部除外ですとか、こういったことが挙げられます。

○秋元委員

それで、今回、行政行為の附款に照らして、条件、期限に不適切な部分があったと、間違いがあったと、瑕疵があったと、そういう要するに行政行為が法的に認められるかということなのですから、この辺の受けとめはどうですか。

○（総務）総務課長

先般もお話しさせていただきましたけれども、顧問弁護士とも相談をした結果、許可に当たって無効となる場合というのが、重大かつ明白な瑕疵がある場合ということになります。これが明白な瑕疵ということにはなるかと思えますけれども、重大かというところになりますと、その許可の条件に当たって、いろいろケース・バイ・ケースあるかと思えます。例えば、この場合ですと係船環の施工に当たってですから、それがいつ工事が行われても、結局何かの例えば護岸の使用ですとか、そういったことに対しての期間であれば、例えばそれがいつになるかわからないということになりますと、ではいつまで使用できるのかということになりますから問題になるかと思えますけれども、この場合は、係船環の施工ということですので、重大な瑕疵には当たらないと、このように判断しております。

○秋元委員

私は、行政行為の今言われた条件、期限というのは、行政行為における効力に影響するのですよ、要するに条件も期限も。だから、私は重要だと思いますよ。条件に間違いがあれば、効力に影響しますし、例えば初めの申請書であれば、期限が書かれていなかった。ということは、無期限に許可しているということなのですよ、そういうことになりませんか。

○(総務) 総務課長

この場合は、何かを設置する工期の期間になりますので、結局、設置されなければそのままずっと期間ということにはなりませんけれども、その許可を与えたという行為に対しては無効になるということには考えていません。

○秋元委員

私もいろいろと調べますと、附款というのは、先ほど言われた行政行為に付加される意思表示ですね、行政行為の効果を制限するものなのです。それで、附款の中で条件、期限は、本体の行政行為に重要な影響を与えると、こういう判断をされている文献もあるのです。そういうことを考えると、やはり先ほども言いましたけれども、効力に影響を与えるのであれば、これは重大な、重要な条件に当たり得るなと思うのです。

先ほど来、顧問弁護士の方の話もありましたけれども、顧問弁護士は、あえて法的根拠はないというお話をされていたと思うのです。であれば、私は、先ほど来、参事も言われていましたけれども、不適切だったと認めるのであれば、先ほどの課長の説明も全く理解できない。担当の課長も理解していないこの許可条件も含め、私は白紙に戻して、決議の話もしましたけれども、私はだめだと言っているのではなくて、漁業者の方とテーブルについて話し合いが整ってからでいいのではないですかと。それでなぜだめなのか、なぜその許可を市が1回協議をしてからですねという話をしていたのに、なぜそれをほごにして許可してしまったのか。ましてや、こういう不適切な瑕疵があるにもかかわらずですよ。であれば、今、コンプライアンス委員会にも通報があったということで議論されますね、議論というか審査というか、されますけれども、コンプライアンス委員会から通報事実ありとあってから対策するのではなくて、今のうちに対策をするべきだと思いますけれども、どうですか。

○(産業港湾) 港湾室長

まず、許可に当たりまして、確かにただいまの工作物等施工許可申請書につきましては、施工期間のところの記載に瑕疵があったということにつきましては、先ほど総務課長からもお話ししましたし、うちの課長からも弁護士の見解ということでお示ししたとおり、重大な瑕疵ではないという見解で、この許可につきましては有効であるという見解で進めてきております。

ただいま委員のおっしゃいましたように、漁業者との話し合いがついていない中で白紙に戻すというような見解ということでございますが、私どもはあくまでも、瑕疵はございますけれども、この許可自体は、やはり法律、さらには条例に基づいて許可しているものでございますので、現在、コンプライアンス委員会から先ほど言われたような御指摘がもしあったとすれば、それに従って対処していかなければならないとは思いますが、現在のところ私どもの行った許認可につきましては、正当な許可であるというふうに考えておりますので、現時点では白紙に戻すとか取り消すということにはならないと考えております。

○秋元委員

何の説得力もないですね。自分たちで不適切な行政行為を行ったり許可していると認めていて、それが有効だという、その根拠が全くわからないです。無効な行政行為としては、内容が不明確な行政行為も含まれるのですよ。だから、これは公定力を持たないのですよ。だから、どれだけあなたたちが有効だと言っても、内容が不明確な行政行為ですから、行政不服審査とかされれば、これ無効になりますよ、そういう行為をされるかどうかは別として。

次に行きます。

まず、代表質問にかかわって、平成28年6月1日付で業者の方が高島の袖護岸に船を係船する許可を受けられました。市が許可をしたのです。私は、28年5月16日時点では、これ許可をとっていないのですから違法でしょうということ saying していたのですけれども、市は、市が出した5月16日時点では許可をとっていないという資料は間違いではないということだったのです。これは裏を返すと、業者の言っていることが間違っているということではないのですか。

○(産業港湾)管理課長

私どもが5月16日に高島地区袖護岸に船を係留しているのを確認しているわけですが、その時点では、港湾施設管理使用条例に基づいた許可はとられておりませんでした。

○秋元委員

だから、業者の方が、当初から許可をとっていたというのは、これは間違いだということですね。

○(産業港湾)管理課長

その時点では、許可はとっておりませんので、間違いだと考えています。

○秋元委員

それでは、この問題のそもそもの出発点は、観光船事業者が小樽市港湾施設管理使用条例第3条に基づく許可をとらずに無断で車どめに穴をあけて係留していたのですけれども、この時点では、条例に適合していたのか適合していなかったのか、もう一度答弁いただけますか。

○(産業港湾)管理課長

管理使用条例では、港湾施設を使用する際は、許可をとることになっておりますので、許可をとらずにこういう工作物等をつけたことは適合していないということになります。

○秋元委員

通常、法ですとか条例に抵触する場合、市はどういう対応をされるのですか。

○(産業港湾)管理課長

通常は、必要な許可をとらず、そういう不適切な状態である場合は、当然指導というか、そういう形で相手方に求めることとなります。

○秋元委員

今回の高島の件につきましては、本会議場で市長からも答弁ありましたが、通算16回も指導されていることが明らかになりまして、このような状況が今まであったのか、こういう状況が普通にあるのか、あれば例を示して説明いただけますか。

○(産業港湾)管理課長

ただいま委員から16回指導があった中で、このような事例が過去にもあったかどうかという御質問なのですけれども、ただ16回の指導という中には、何か不適切な状態を行って全てそのような指導を行ったということではなくて、事前に相談があつての事前指導というものも含まれているわけです。港湾に限って言えばUフックの取り付けですとか車どめの原状復旧、あと観光船の移動ということが挙げられますけれども、過去に調べた範囲で、ここ何年間か、古い職員に聞いても、このような事例は余り聞いたことがないということでした。

○秋元委員

余りではなくて、あるのかなかったのか、どうなのですか。

○(産業港湾)管理課長

聞いたことがないということです。

○秋元委員

過去にはないということですね、わかりました。

それで、昨年U字フックの撤去で4回、破損させた車どめの交換で5回、観光船移動の指導も3回行っていますけれども、複数回指導したこの理由というのはどういうことなのですか。

○(産業港湾)管理課長

初めにその事態を発見してから指導しているわけなのですけれども、1回ではそれが改善できなかったということですので複数回指示したということになります。

○秋元委員

市が違法、違反と判断する場合について説明をしてもらえますか。

○（産業港湾）管理課長

市が違法、違反状態であると判断する場合についてなのですけれども、不適切な状態に対する是正指導を行っても改善する意思などが全く見られないですとか、改善する意思がなく是正する可能性が全く見出せない場合は、違法な状態として判断せざるを得ないと考えております。

○秋元委員

改善する意思は示しながらも、長期にわたって状況が改善されない場合、これはどういうふうに考えますか。

○（産業港湾）管理課長

長期にわたって改善されない場合でも、粘り強く指導することによって、何とか改善の糸口を見出したいということで粘り強く対応することで考えていますけれども、その結果、10月5日にUフックが取り外されて、あけられた穴については応急措置は行われているわけなので、そういう対応を続けていくことは重要かと考えています。

○秋元委員

昨年、指導をされてきたということなのですけれども、状況が改善されるというふうに判断したその理由をそれぞれの状況に当てはめて説明してもらえますか。

○（産業港湾）管理課長

まず、車どめに取りつけたU字フックについてですけれども、これが4回、指導した中で10月5日に改善が見られたということがございましたので、その他の車どめの原状復旧ですとか観光船の保管の状況についても、同様に粘り強く指導することによって改善されるのではないかとということで考えておりました。

○秋元委員

粘り強くというのですけれども、市がなぜそれをしなければならぬのですか。許可してほしいと言っているのは事業者なのですよ、個人の場合もあるでしょうけれども。市がなぜそれを粘り強く指導して許可しなければならないのですか。条件に合わなければ、許可しなければいいだけの判断ではないですか。

○（産業港湾）管理課長

不適切な状態について、事業者からは是正する意思が示されたものですから許可したという結果になっています。

○秋元委員

当初そんな話ではなかったではないですか。だから、何回も繰り返し指導してきているのですよね。ところが、指導に従ってこなかった。でも、それを粘り強く指導する理由がわからないのです。なぜそれをやらなければならないのか、なぜあの場所で観光船事業をやらせることが前提でそういう話になっているのかが理解できませんが、説明してもらえますか。

○（産業港湾）港湾室長

複数回にわたりまして指導しておりますけれども、まずは事業者からは、当初、車どめにつきましても、それから係船環につきましても取りかえる、さらには係船環を設置するというお話がありまして、その後、私どもといたしましては、早期にその行為をしていただきたいということでの指導を複数回やっております。早期にやっていただきたいということが、この複数回に及ぶ指導ということでカウントさせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

全然理由になっていないのですよ、粘り強く指導する、その理由になっていないのですよ、もう一度お願いします。

○（産業港湾）港湾室長

ただいま御答弁させていただきましたが、複数回にわたり粘り強く指導という意味でございますけれども、是正する意思がありました。早期に施工していないため、早期に実施するように、いわゆる督促をしているということでの指導でございます。

○秋元委員

そこで、そういう事業をしていただくことが前提だったということなのですね。わかりました。

最後の質問でありますけれども、今回、陸域で許可した根拠、その条例について説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

陸域に設置された施設ということで休憩棟のことだというふうに考えておりますけれども、休憩棟については、そこにお客様で来る人たちに対して小樽港で水揚げされた水産物ですとかそういうものを販売し、その場でパーベキューのような形で飲食させるという目的となっておりますけれども、それは一般の方だけではなく、漁港区の地域内の施設に従事される方や、その施設の利用者も利用されるということでありましたので、分区条例の別表第3の第12号に適合するものとして判断し、認めたものでございます。

○秋元委員

そういう書き方ではないのですけれども、それは解釈の話でいいのですよね。

○（産業港湾）管理課長

港湾室としては、条例上そう読み取っているということです。

（「だから解釈でしょうという話さ」と呼ぶ者あり）

はい。

○秋元委員

市長もその解釈で判断されたということですか、そのように記載はないのですけれども、解釈で判断したと。

○市長

そのように今、原部で答えていただいたその内容について、私自身はそれに基づいたというところでございます。

○秋元委員

解釈という話になると、先日、自民党鈴木議員が陸域の物販の話をしていました。ほかの港、また石狩湾新港管理組合の条例では、解釈をめぐっていろいろと市長と議論をされていましてよね、条例の解釈の仕方ですよ。文言がそのまま書いていないということで、鈴木議員が言うとおりに、条例に字面では書かれていないと。だから、石狩湾新港と同様に解釈しろといっても、残念ながら書かれていないので、そのようにくることはできないというふうに言われて、条例に書かれていないことを解釈して行うことのほうが勝手な判断という枠組みに当てはまりかねないというふうに言ったのですよ。しかし、今、港湾室の話だと解釈だという話しされていましたが、市長、今そういう判断でいいという話でしたけれども、これ全然言っていること違うのではないですか。都合のいいほうには都合のいいように解釈して、これは当初からありましたよ、解釈をねじ曲げていると。今回、市長の答弁は、条文に書かれていないことを解釈してやったらだめなのだと言っているのです。でも、条文にはそんなこと書かれていないですよ、解釈してやっているのですよ。整合性をどういうふうにとりますか、説明してもらえますか。

○市長

先日の鈴木議員のお話は、石狩湾新港の条例のことを例えにお話をされていたかと思います。石狩湾新港においては、そのように字面で書かれている。ですから、石狩湾新港の職員は、そのように判断されるというお話でありましたから、その条例に基づいて判断されるのはそのとおりではないですかと。しかしながら、それは小樽市の条例には書かれておりませんので同じような判断にはならない、そのことについて、そのようにこの間、答弁をさせていただいたというところでございます。

○秋元委員

だからそう言う、この小樽港の分区条例ですね、これに書かれていないですよ、だってそんなこと。建物を要するに建設できる条件として書かれている中に、そんなこと書いていないのです。だから、先ほど港湾室の人は、解釈でそういうふうにしたというのです。でも、市長は、今は全然違うことを言っていますよ。鈴木議員にもそういう説明をされていました。解釈で行うとおかしいことになると、勝手な判断ということになってしまうから、字面で書かれていないことはやらないのだと言っているのです。でも、今回この分区条例では字面に書かれていないことを解釈してやっちゃっているのですよ。おかしいではないですか。説明してください。

○（産業港湾）港湾室長

小樽市の分区条例におきまして、先ほど漁港区のところの物販店、飲食店というところのつながりでございますけれども、そこには何々のためのということで、物販店ですとか飲食店という規定になっております。石狩湾新港管理組合の分区条例では、その前に、いわゆる日用品ですとかが書かれております。小樽港と石狩湾新港の違いは、日用品ですとかそういった言葉が書いているか書いていないか、この違いだと思います。私どもは、石狩湾新港の運用上の解釈ないしは取り扱いにつきましてはお話しすることはできませんけれども、小樽港につきましては、何々のためのとは書いておりますが、日用品ですとかその他の物販店の形態については一切書いてございませんので、物販店に関する解釈といたしまして、先ほど課長も言いましたけれども、当然日用品とかの物販店も入りますでしょうし、水産物ですとか農産物等々も品物を販売するものとして物販店という解釈が成り立つというふうに考えておりますので、そういう意味で石狩湾新港の条例の解釈と小樽港の解釈では、書いてあることによって、それぞれ解釈し、判断するというふうに考えております。

（「そんなこと聞いていない」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

全然聞いていることが違うのです。市長は、条例に書かれていないことを解釈して行わないと言っているのです。でも、港湾室は、条例に書いていないことを解釈して行ったということですよ。それは市長が言っていることに反しているのではないですかということです。

○（産業港湾）港湾室長

私、ただいまの答弁で少しはしょった感じがしましたけれども、あくまでも小樽港の分区条例では物販店ということは書いてあります。この物販店をもって解釈するというところでございます。

（「そんなことを聞いているのではないですって」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

その解釈はわかりましたと。そういう解釈なのはいいのですけれども、市長が言っていることは、片や条例に書いていないことはやらないと言っておきながら、片や条例に書いていないことをやっているのですよ、だからおかしいのではないですかという話なのです。市長は何か笑っていらっしゃるけれども、全然おかしい話ではないのですよ。だから、その違いを市長が自分で言っているのですから、どういうことなのかと聞いているのです。

○産業港湾部参事

先ほどから室長もお答えしたことのつけ足しでございますけれども、分区条例の別表第3の第12号は「従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」という形で記載されてございますので、解釈だとかそういうことではなくて、あくまで条例に記載してあるということで運用しているということでございます。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

今の参事の言っていることおかしいですよ。私、手元にありますけれども、そんなこと書いていないのですって。だから解釈ですかと聞いたら、解釈ですと言っているのではないですか。どこに書いてあるのですか、説明してください。説明させてくださいよ、委員長。

○委員長

参事、違いがあるというふうに指摘されておりますが。

(「さっき解釈だと言ったのですよ」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

解釈という言葉ですけれども、字面をもって書いてあることをそういうふうに解釈ということではなくて、今、秋元委員は書いていないということでおっしゃっていますけれども、ここで「利用者のための飲食店又は物販店」と記載されてございますので、解釈という言葉の使い勝手もありますけれども、あくまでここに書いてあるとおり我々は判断して運用しているということです。

(「だめですよ、ああいうこと言っているのは、もう」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

頼みますよ、これ大事なことなのですって。市長もきちんと答えてください。市長が条例に書いていないことをやらないと言っているのに、条例に書いていないことをやっているのが今回の高島の陸域における分区条例の許可なのですよ、これに伴う許可なのです。だから、言っていることが両極端なのです。相反するのです。だから、説明してくださいと言っているのに、あなたたちの石狩湾新港の解釈も小樽港の解釈もわかりましたよ、それはいいのですけれども、市長が言っていることと違うからどうなのですかという話なのです。

詭弁ですよ、その場所で言葉を選んでやっているのですから。全然違うことを言っているのです。

○委員長

どうされますか、答弁調整のため休憩をとりますか。

○産業港湾部参事

市長の鈴木委員への答弁の中で、字面では書かれていないので、そう解釈しろと言われても、残念ながら書かれていないので、そういうふうにくくるとは難しいという答弁をされていまして、我々も同じように今回の飲食店については、先ほどから何回もお話ししているとおおり、条例の中で「飲食店又は物販店」というふうに書かれてございますので、そういうことで運用しているということでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

今、参事が言っているのは全然違うのです。「ための」施設なのですよ。それを解釈で「も」にしているのですよ、「も」利用できればいい。「も」利用できればいいと書いていないのですよ、「ための」施設だと書いてある。「ための」施設を「も」に読みかえるのは解釈ではないですか。それを聞いているのですよ、委員長、裁いていただきたい。

○委員長

「も」ではなく、「ための」という指摘です。

(「「ための」を「も」に」と呼ぶ者あり)

「ための」を「も」に。

(「「も利用できる」に解釈しているのですよ」と呼ぶ者あり)

の解釈に至っている。

(「条例の、これ根本的な話ですよ、もとなる話ですよ」と呼ぶ者あり)

(「「も」と書いていますか。解釈でしょう」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

「ための」ということでございますけれども、条例には「ための」という記載がございまして、それは別表第 3 第 1 号から第 11 号に該当する方々のための飲食店または物販店でございます。

(「「も」にしているのは解釈でしょうと言ってるの」と呼ぶ者あり)

○委員長

聞いていることと少しずれているというか。

「ための」というのは条例に書いているのだろうということだから、「も」というのはどういうことですかというのを聞いている。

○産業港湾部参事

条例には「ための」と書いてございますので、第 1 号から第 11 号の従事者または利用者のための飲食店または物販店ですので、このたびの分も第 1 号から第 11 号に該当するというで条例に記載のとおりでございます。

(「さっき「も」と言ったでしょう」と呼ぶ者あり)

(「いやいや、違う。今まで説明……」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

今まで議会で説明してきたことと違うではないですか。この第 2 号から第 11 号までの利用者もここに従事する方々も利用できると説明してきたのですよ、あなたたちは。今の説明だと違うではないですか。利用者のためなのです。だから、私たちは、最初から違うのではないですかと言ってきたのです。でも、議会の中で昨年来、この施設を利用している人たちも利用できるからいいのだと言ってきたのですよ、だからそれが解釈でしょうと言ったから解釈だと言っていたではないですか。先ほども解釈だと言ったのですよ。少し議会の答弁、整理してください。参事が自分で説明してきたことですよ、今まで。

○市長

今のお話は、きっと私自身が鈴木議員に答弁したことに端を発しての御指摘だと思いますので改めてお話ししますが、いわゆる文面に書いてあることに基づいて解釈というのは生まれるというふうに私は思っておりますけれども、先日の鈴木議員の質問においては、書いていないことを解釈しなさいというふうに私は質問を受けて感じていたところがございます。ですから、それを両テーブルに乗せて、同じことですからと言われても……

(「書いてないのですよ、ここに」と呼ぶ者あり)

ですから……

(「だから言ってるのです」と呼ぶ者あり)

先ほどの……。いいですか、答弁中なのですが。

鈴木議員が御指摘されたことは、文面に書いていないことを隣のところにおいては書いてあるのでそういうふう言っているけれども、それを小樽の条例でもそういうふう考えなさいという御指摘だったと思うので、それはできませんという答弁をしています。それと今のお話同テーブルに並べられて御指摘をされても、そこは恐縮ですが、少し別な視点ではないかなというふうに思っておりますので、答えようもないところです。

(「違うよ、委員長、条例に書いてないのですから」と呼ぶ者あり)

(「書いてないのはだめと言ったのだから」と呼ぶ者あり)

(「整理してくださいよ。全然わかってないというか、うそついてるんですよ。ごまかしてるんですよ。条例どこにもそんなこと書いてないんですって」と呼ぶ者あり)

○（産業港湾）港湾室長

確かに、「飲食店又は物販店」という前に、漁業関係者等のことが、「ための」と記載してございます。あくまでも文面に書かれていること以外は判断しないのだというような市長の御答弁でございましたけれども、まず私ども今回この部分についてどのように解釈しているか、いわゆる委員が先ほど来、言っているこれについては、やはり解釈だと思います。どう解釈をしているかといいますと、当然、この条例に規定されております何々のための、いわゆる漁業者等のから始まって、施設を利用する方々、このためのと書いてあります。それと一般市民、さらには観光客ということで、これまでこういう利用が見込まれているということで、この第12号に合致する飲食店、物販店であろうということで、いわゆる解釈をいたしました。

（「さっき市長言ってることと違うのではないですか、したら。だから言ってるのですよ」と呼ぶ者あり）

（「違うないでしょ」呼ぶ者あり）

（「同じ問題なんですって」と呼ぶ者あり）

（「どこが同じ問題」と呼ぶ者あり）

（「そういう同時解釈はできないって言ってるでしょ」と呼ぶ者あり）

（「市長、これ書いてあるか書いてないか、それをわかって話しているのですか」と呼ぶ者あり）

（「市長、この条例に書いてある文章をわかってないから今の発言だと思うのですよ。ここ書いてないですから、書いてないから解釈でやってるのはおかしいのではないですかという話ですよ。市長は書いていないことをやらないと言っているのですから。書いてないですよ、書いてないことをやっているのですから、おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長、再度何か御答弁ございませんか。

○市長

いや、何を聞かれているのか。

（「何を聞いているかわかってないんですよ、そもそも。室長、条例に書かれていないことを解釈でやっている」と説明したほうがいいんじゃないですか。委員長、裁いてくださいよ、このままこうやってただ黙っていたって仕方がないのでから」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

先ほどからお答えしているとおり、条例の中に記載があるということで、今回運用を図っているわけでございますので、市長がこの間、答弁したとおり、書いていないことはないということでございます。

（「さっき室長言っていることと違うんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「解釈でしょう、解釈だと言ったでしょう」と呼ぶ者あり）

（「いいかげんにしてくださいよ、もう」と呼ぶ者あり）

○委員長

委員長から申し上げます。市長答弁と港湾室の答弁と食い違っている部分が、委員長としては見受けられるというか、聞き取っております。この際、理事者の答弁の整合性を確認するために若干休憩をとりたいと、このように思います。

（「わからない自体が問題だもんな」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 3 時09分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○産業港湾部参事

答弁の整合性について、委員長から御指示がありましたので、改めて答弁させていただきます。

まず、3月9日の市長の鈴木委員への御質問に対する答弁につきましては、石狩湾新港の分区条例に記載されている内容について、小樽港の分区条例に書かれていないことについてはできないとの意味でお答えしたものであり、私から先ほど答弁いたしましたのは、小樽港の分区条例においては、漁業関係者等について別表第3第1号から第11号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店または物販店については、漁港区内の建設は認められる施設であるとの記載があることから、これは書かれていないものを拡大解釈したのではなく、このたびの施設についても適合しているものと判断したものであります。したがいまして、市長の答弁と我々の答弁が食い違っているということはありません。

○秋元委員

最後に一言言わせていただきますが、私たちと説明員側で条例の解釈の仕方に非常に乖離があるということがよくわかりました。

本当は陸域の部分の営業についても質問したかったのですが、これはあしたの経済常任委員会でやらせていただきます。結局、分区条例別表第3第12号の「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」の捉え方が、議会側と説明員側で非常に捉え方が違うということがわかったのですが、従事している方、また、その利用者のための飲食・物販店であれば、現在なぜ営業されていないのか、既にもう昨年、営業許可がおりているにもかかわらず営業されていないということについて非常に疑問がありまして、きょう質問するはずでしたが、これもあした質問させていただきますが、この条例についての解釈に非常に乖離があるということがよくわかりましたので、あした改めて質問させていただきます。先ほども言いましたけれども、まず許可にあっても、コンプライアンス委員会からは是正の指導がある前に判断することがあるのではないかなというふうに思いますので、この辺をしっかりと考慮していただきたい、考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

それでは、共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第40号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について

議案第40号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案についてです。

そもそもなぜ既存借上公営住宅制度の制度設計をしなければならなかったかということでもあります。

制度設計に至る経緯及び概要をお示してください。

○（建設）越智主幹

この制度を設計した経過でございますけれども、平成26年度に策定されました小樽市住宅マスタープランで検討することとされまして、制度設計を進めてきたところでございます。これが、子育て世帯を対象に、より少ない負担で利便性の高いまちなかに住めるよう、民間事業者が有する既存の賃貸共同住宅の空き家を市営住宅として借り

上げるということでございます。

○酒井（隆裕）委員

問題は、既存の長寿命化計画ですとか、また、マスタープランに影響を与えないかということでもあります。

先ほど、プランに沿ってということを示されているわけではありますが、借上公営住宅制度ができることによって既存公営住宅が充足されるとか、また、整備等に影響を与えないということを確認させてください。

○（建設）越智主幹

この制度ですけれども、現行の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の管理コストの枠内で実施するものでございます。既存の市営住宅の整備等に影響を与えることはございません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、制度の運用についてお伺いいたします。

入居者の条件についてお示してください。

○（建設）越智主幹

入居者の条件ということでございます。

これは、申込時に、世帯に就学前の子供がいらっしゃる子育て世帯で、原則として入居時に同居している子供が小学校を卒業するまでの期間とし、それから収入要件とか、そういったものにつきましては、ひとり親世帯ですとか、障害をお持ちの世帯が申し込むことができる特定目的住宅と同視とする予定で考えております。

○酒井（隆裕）委員

小学校卒業までを期間としておりますけれども、パブリックコメントでも、中学校卒業までとしたほうがいいといった趣旨のコメントもあるわけでもあります。検討された結果、小学校卒業までとなったと思いますけれども、見直すことについてあり得るかどうか、お伺いいたします。

○（建設）越智主幹

まず、最初の導入のときにつきましては、できるだけ幅広い方に利用していただきたいということもありまして、小学校を卒業するまでとしたところですが、今後、入居された子供が小学校を卒業するまでの期間、ある程度期間がありますので、その間の社会情勢の変化とか状況等に依りまして、またその都度変更していかねばならないというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

次に、具体的に借り上げる住宅が決まっているのかという問題であります。

現段階で、業者や、また住宅等は決まっているのでしょうか。

○（建設）越智主幹

住宅については、今後、募集するというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

まだ具体的に決まっていないということでもありますけれども、特定の企業が優遇されるということがあってはならないと思うのです。特定の企業を優遇することのない歯どめはあるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

小樽市としましては、建物につきまして選考基準をつくりまして、それに基づいて採点をしまして、条件がよりよい建物、例えば幼稚園ですとか小学校に近い、近隣に便利施設があるなど、入居する方にとって条件がよい建物をお借りしたいというふうに考えておまして、あと選定に当たりましては、庁内に選考委員会等を設けて、そのように検討したいと考えております。

○新谷委員

◎国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療について

それでは、最初に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療などについてお聞きします。

国民健康保険ですけれども、平成28年の第5回定例会の補正予算で、給付費が3億7,264万3,000円減額になっています。27年の第5回定例会の補正予算で給付費を3億3,107万9,000円増額しましたけれども、28年度は同じくらい減額になっていますが、この理由はどのようなことでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

平成27年度の補正で、そしてまた28年度も減額補正しているという理由でございますけれども、給付費につきまして、27年度は当初の見込みよりも医療給付費、医療費がふえるという見込みもございまして、このままでは予算が不足するという懸念が生じたということで、27年の第5回定例会で増額補正をしております。この補正の結果に基づいて、28年度の給付費の推計、予算措置をしていたのですけれども、28年度の給付費を見ていきますと、予想よりも給付費が少なくなったということがございまして、全体として減少しているということもございましたので、今回の補正で減額補正をしているところでございます。

○新谷委員

それでは、平成29年度の当初予算の1人当たりの保険料ですが、医療給付費分で6,741円の減で、全体で475円減額されております。28年度の保険料の予算は10万2,068円だったのですけれども、賦課の場合は9万5,891円と下がっております。29年度の1人当たりの保険料調定額は10万1,593円と示されておりますけれども、確定賦課保険料は高くなるか、低くなるか、29年度の保険給付費は28年度より6億6,314万1,000円減額になっているのですけれども、その見通しはいかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

平成29年度の確定賦課保険料でございますけれども、確定賦課は5月の末に行う予定としております。そのときには、今回、予算措置後の医療費の動向ですとか、歳入で入ってくる交付金ですとか、あと歳入抛出金、この辺の見込みも改めて精査して、必要となる保険料総額がどのくらいになるかということを見込んでいきます。

また、保険料につきましては、昨年28年の収入で賦課が行われるということもございまして、あとこのほかに軽減対象の拡大ですとか、賦課限度額の引き上げ等も予定しております。これらの結果がどのように影響するかわからないということがございますので、今のところ、保険料が高くなるか、低くなるかという見通しは立ちませんけれども、今年度、昨年度同様、確定賦課の段階には少しでも保険料が予算のときよりも下がればいいのかなど思っているところでございます。

○新谷委員

それでは、賦課限度額なのですけれども、85万円になります。限度超過世帯数は約400世帯とされておりますが、賦課限度額に到達する収入はどれくらいでしょうか、それぞれお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

あくまでも予算段階の試算でございますが、賦課限度額85万円とした場合に到達する収入ですけれども、単身世帯で588万8,000円、2人世帯で570万8,000円、3人世帯の場合では552万8,000円、4人世帯で534万8,000円と試算しているところでございます。

○新谷委員

国が示す平成29年度の賦課限度額は89万円です。小樽市が85万円に抑えた理由はどのようなことでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

賦課限度額でございますけれども、現在、小樽市の国保の賦課限度額は81万円となっております、国の水準とは8万円の差がございます。これを一気に解消することは負担が大きいということもございまして、平成29年度、

30年度の2カ年で段階的に引き上げるということを予定しております。この引き上げにつきましては、国も27年度、28年度の引き上げと同様に、それぞれ4万円ずつ引き上げを検討しているということで、29年は85万円にしているところでございます。

○新谷委員

これまで市の説明では、国の想定する所得と比べ小樽市は低いので、賦課限度額の引き上げをおくらせてきたとこのことですが、国が想定する89万円の賦課限度額の給与収入、年金収入は幾らですか。

また、85万円の場合、幾らになりますか。お示してください。

○（医療保険）国保年金課長

国で想定する賦課限度額の到達の収入でございますが、国の試算では、単身世帯で、これは資産割も含めた4方式ということで、若干推計の方法も違っているようなのですが、89万円といった場合、給与収入で約1,040万円、年金収入では約1,030万円、また、85万円とした場合は、給与収入で約1,000万円、年金収入では約980万円と試算されているようでございます。

○新谷委員

国と小樽市の掛け方が少し違うということですが、国の想定は小樽の所得等はかなりもう高いと、そういうことですね。

それで次に、後期高齢に移ります。

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります。その内容をお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度の保険料軽減が平成29年度から変わりますので、その内容について御説明いたします。

これは、後期高齢者医療制度が始まった20年度当時、保険料の激変緩和措置として実施されてきました保険料軽減特例制度ですが、これについて制度の持続性を高め、負担の公平性を図るという観点から、段階的に軽減を解除していくということで、28年12月22日に政府決定がなされまして、これに基づいて29年度以降に見直しが進められます。

この保険料の見直しには、三つのポイントがございまして、29年度に改正される内容は、まず1点目、サラリーマンの健康保険、被用者保険という言い方を我々はしますけれども、被用者保険の被扶養者に対する軽減の見直し、後期に加入する直前まで被用者保険の被扶養者だった方には、その時点まで健康保険料の負担がありません。この方が後期高齢者医療制度へ加入することにより保険料の負担が生じますけれども、急激な保険料負担の上昇を避けるために、保険料を構成する均等割と所得割のうち、均等割のみで9割軽減が適用となっていました。これが今回の見直しで7割軽減となるものです。

次に、2点目、所得割の軽減の見直しですが、基礎控除後の所得金額が58万円以下の方は、所得割が今まで5割軽減となっております。これが2割軽減になります。

それから、3点目、低所得者に対する均等割額の軽減特例措置の継続となっております。低所得者に対する均等割額の8.5割軽減並びに9割軽減の特例措置については、当面の間、維持されることとなっております。

なお、これら3点の軽減措置は、30年度以降も段階的に見直されていくことになります。

○新谷委員

制度の内容が変わっていくわけですが、平成29年度の制度で8.5割、9割軽減の特例措置を受けている方々、北海道全体の人数とその割合をお聞かせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

低所得者に対する8.5割、9割軽減の特例措置を受けている北海道全体の割合という御質問ですが、9割軽減を受けていらっしゃるの、北海道全体では19万3,960人、8.5割軽減を受けていらっしゃるの、14万6,591人で、

割合としましては、全被保険者に対して、9割軽減が24.8%、8.5割軽減が18.8%という割合になっています。

○新谷委員

小樽市はどうですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

小樽市におきましては、9割軽減が6,352人で27.1%、8.5割軽減が4,196人で17.9%となっております。

○新谷委員

今聞いたように、9割軽減が北海道全体の占める割合より多いということで、低所得の方が多いいいことが言えると思います。

今回の制度改正で一番強く影響を受けるサラリーマンの被扶養者の人数はどれぐらいいらっしゃいますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

サラリーマンの被扶養者で均等割軽減9割を受けていらっしゃる方は1,627人となっております。

○新谷委員

それでは、高齢者の社会保険料の負担増についてお聞きしますが、保険料の試算を出していただきました。

①の場合、国民健康保険料、平成29年度はまだ決定しておりませんが、28年度分で、それと29年度の介護保険料、2人の保険料の合計と、それから2人の年金収入に占める割合はどのぐらいになりますか。

○（医療保険）国保年金課長

国保と介護の保険料の合計の部分でございますけれども、要求資料として提出させていただきました資料にもありますとおり、国保の場合70歳、介護の場合は70歳でも75歳でも保険料は変わらないと。また、介護について、平成28年度、29年度は保険料の改定なしということでしたので、28年度の場合ということでお答えさせていただきますけれども、国保の保険料が12万6,660円、介護保険が夫が8万3,520円、妻が6万2,640円で、世帯の合計では27万2,820円となります。この世帯の収入231万4,000円に対しまして、保険料は約11.8%を占めるということになります。

○新谷委員

同様の年金収入で夫婦とも75歳以上の場合は、平成29年度の制度改正で保険料が違いますけれども、今と同じように合計額、また年金収入に占める割合をそれぞれお示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

ただいまの同じ年金収入で後期高齢者医療の場合の保険料は、平成28年度は夫が5万1,700円、妻が2万4,900円となりまして、制度改正によりまして夫の保険料が上がりまして、29年度は夫が6万7,700円、妻が2万4,900円となります。

また、介護保険料は、先ほど国保でお答えしましたように、夫が8万3,520円、妻が6万2,640円となりますので、保険料の合計は、28年度で22万2,760円、29年度で23万8,760円、比べますと、29年では1万6,000円増額となります。これにより年金収入に占める保険料の割合は、28年度は9.6%、29年度は10.3%となります。

○新谷委員

今聞いたように、後期高齢では、年金収入に占める割合が高くなるということです。

それで、介護保険料なのですけれども、この夫婦の年金の場合、第5期と比べて幾ら上がったのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

この御夫婦の場合、第5期と比べて、介護保険料につきましては1万520円上がります。

○新谷委員

先ほど影響を受けると言った後期高齢医療の被扶養者1,627人ですけれども、保険料は9割軽減、7割軽減になります。幾ら上がるのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

被用者保険の被扶養者の保険料ですが、9割軽減を受けていらっしゃる方は、現在4,900円の年額となっております。これが7割軽減になりますと1万4,900円となりまして、1万円の増額となります。

○新谷委員

夫の年金204万円、妻が被扶養者年金27万4,000円の場合、夫婦2人の保険料の年額は幾ら上がるのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

この同様のケースで、妻が被用者保険の被扶養者の場合は、これは提示しています試算表にはお示ししていないパターンですけれども、夫は先にお答えした金額と同じで、平成28年が5万1,700円、29年が6万7,700円となっております。妻は28年度が4,900円、29年度が1万4,900円となりまして、合わせて28年度が5万6,600円、29年度が8万2,600円となりまして、夫婦合わせまして制度改正で2万6,000円の増額となります。

○新谷委員

それでは、次に②です。

②の現役並み所得の場合の国保料と介護保険料の合計と、年金に占める割合をお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

資料の②の部分で、現役並み所得の場合の国保と介護の保険料の合計でございますけれども、国保の場合は保険料が44万6,010円、介護保険料が夫と妻合わせて17万4,000円ですので、保険料の合計は62万10円となります。

また、この世帯、521万円の年金収入の世帯に占める保険料の割合は、11.9%ということでございます。

○新谷委員

同様の年金収入で、後期高齢の場合、その場合の保険料と介護保険料の合算額と年金収入に占める割合をお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

同様の年金収入で後期高齢者医療の保険料は、平成29年度で夫が27万7,600円、妻が4万9,800円、合計しまして32万7,400円となります。

また、介護保険料は夫が10万4,400円、妻が6万9,600円で合計17万4,000円となりますので、保険料の合計は50万1,400円となりまして、年金収入に占める割合は9.6%となります。

○新谷委員

同じように、第5期の介護保険料の合計から幾ら上がりましたか。

○（医療保険）介護保険課長

この御夫婦の場合ですと、第5期と比べまして1万200円上がります。

○新谷委員

それでは次、高額医療費の引き上げについてです。

平成29年度の制度改正で、70歳以上の高額医療費が引き上げられます。70から74歳の年収155万円から370万円未満の外来上限特例について、ことし8月から現行1万2,000円から1万4,000円になります。小樽市での人数がどのくらい影響あるのかということでお聞きしたいのですけれども、現在どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

70歳から74歳で収入が155万円から370万円未満の方で、外来特例に該当する方でございますけれども、1カ月の医療費の自己負担額が高額療養費に、外来特例の額に到達しない方もいらっしゃるにしまして、実際に影響を受ける人数の把握はできないのですけれども、平成29年3月1日現在で、いわゆる一般区分の所得層に該当する人は3,386人となっております。

○新谷委員

年収370万円以上の場合は、外来上限が4万4,400円から5万7,600円に引き上げられます。小樽市の人数をお知らせください。

○（医療保険）国保年金課長

いわゆる現役並み所得に該当する方ですけれども、これも3月1日現在で小樽市では104人となっております。

○新谷委員

後期高齢の場合も同様に引き上げになりますけれども、一般所得、それから現役並みの所得の人数をお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後期高齢も国保と同じ考え方で、一般区分に該当する方は9,920人です。

また、現役並みに該当する方は、565人となっております。

○新谷委員

70歳以上の医療費の自己負担は、国保は2割負担です。それから、現役並み所得者は3割負担です。介護サービスも使うともっと負担が大きくなり、単身で収入が280万円、二人以上の世帯で346万円以上は2割負担になります。今るる聞いてきましたけれども、小樽市の場合は、低所得の方が多くて、負担が大きくなっているということがわかりました。

事例を挙げます。介護サービスを利用している要介護4の70歳代前半の男性です。医療費は2割負担、介護サービスも2割負担です。重症肺高血圧症という珍しい病気なのですけれども、安静時も酸素ボンベ14リットルを使用しないと呼吸苦になります。北海道大学病院まで酸素ボンベが装置されているタクシーで通院しなければなりません。往復6万円かかります。薬代は1カ月1万9,000円です。この方は、このように病院代、通院費が高額なため、デイサービス、訪問介護など、介護サービスを中止して、今は福祉用具貸与のみにしているということです。

このように、医療の負担増で介護サービス利用をやめるという例もあり、社会保障とは言えない、こういう状況が、今、小樽市には出ているわけです。高齢者の負担は増すばかりです。このような国の制度改悪に対して、小樽市はどのような意見を上げているのでしょうか。

○医療保険部長

医療や介護の負担というのは、国民全体で非常にこれからも多くなっていくと思っております。また、医療や介護の制度につきましては、個別の自治体から上げるのではなく、全国の自治体の総意として国に働きかける必要があると考えております。

特に、今、御指摘の介護保険につきましては、全国市長会の決議として、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重にならないように国費の負担割合を引き上げるように求めております。

また、後期高齢者の医療につきましては、全国の後期高齢者医療広域連合協議会において、現行の保険料軽減制度の維持を求め、やむを得ず制度改正する場合は、負担が急激に増加とならないよう配慮することなどを要望しております。

先ほど申しましたように、これから医療や介護の負担は大きくなりますので、これからも引き続き国に対して要望していきたいと考えております。

○新谷委員

国の財源の使い方というのが非常に問題であります。それについて言うと長くなりますので省きますけれども、小樽市がやれることというのは、せめて国保料や介護保険料の保険料を引き下げることではないのでしょうか。

○医療保険部長

国に対してもいろいろ言っておりますが、国保につきましては、まずは国や道の支援を最大限に利用して保険料

負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、介護につきましては、次期、7期の介護保険計画において、給付と保険料の負担、基金の活用法を含めて議論していただきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ、市民の負担を軽減するように頑張ってくださいと思います。

◎簡易水道について

それでは、簡易水道について伺います。

2017年度予算も、一般会計から1億906万3,000円繰り入れておりますけれども、2013年度から2017年度における石狩西部広域水道企業団からの受水費と給水収益、一般会計からの繰入額をそれぞれ年度別に示してください。

○（水道）主幹

石狩西部広域水道企業団の受水費と給水収益、一般会計からの繰入額を年度別という御質問でありますけれども、金額は1,000円単位、また、平成28年度と29年度は予算額で回答させていただきます。

まずは、受水費、25年度5,111万8,000円、26年度5,563万4,000円、27年度5,896万円、28年度6,210万6,000円、29年度6,292万2,000円であります。

次に、給水収益でございます。25年度5,503万6,000円、26年度5,964万3,000円、27年度5,835万6,000円、28年度5,504万8,000円、29年度5,565万7,000円でございます。

最後に、一般会計繰入金になります。25年度9,447万7,000円、26年度9,239万3,000円、27年度1億25万6,000円、28年度1億1,060万5,000円、29年度1億906万3,000円でございます。

○新谷委員

年々一般会計の繰り入れがふえているわけですが、5年間の受水費と給水収益の差、一般会計からの繰入額の総額は幾らになりますか。

○（水道）主幹

受水費と給水収益の5年間総額は、一部予算額を含みますけれども、それぞれ2億9,074万円と2億8,374万円ありますので、その差額は700万円であります。

また、一般会計からの繰入金の5年間総額は、一部予算額を含みますけれども、5億679万4,000円でございます。

○新谷委員

この簡易水道については、使わない分まで買わなければならないという、そういう計画になっております。

私たち日本共産党は、石狩市の共産党議員団とともに、企業団に受水単価を下げるように申し入れをしてきました。2017年度、受水単価が下がっておりますが、その要因は何ですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

受水単価が下がった要因につきましては、ここ3年で企業団の収支が好転したためであります。平成25年度から27年度までの決算、それから28年度予算までの収支好転分と今後必要な経費を勘案しまして受水単価に反映させたものであるということで、企業団より聞いております。

○新谷委員

それから、企業団からの受水は、第1期、2024年度まで続きますけれども、年度別の受水量をお知らせください。

○（水道）主幹

年度別受水量でございますけれども、単位は全て立方メートルですので、数値のみとさせていただきます。

平成25年度42万7,050、26年度45万1,870、27年度47万8,880、28年度50万4,430、29年度52万4,870、30年度54万7,500、31年度56万9,765、32年度58万9,840、33年度61万1,740、34年度64万575、35年度68万4,375、36年度72万4,525。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、このように受水量がどんどんふえていく計画です。それに対して、使う企業がどうかといいますと、給水事業所数、使っている事業所数はどのように変化しているか、お聞かせください。

○（水道）主幹

簡易水道利用の企業数についてでありますけれども、平成25年度47社、26年度48社、27年度49社、28年度につきましては、2月末現在で49社、また、29年度の予算でも49社を見込んでいるところであります。

○新谷委員

今の事業所ですけれども、先ほど聞いた給水収益、2014年度が最高になっており、2015年度から落ちていますが、企業の撤退があったのでしょうか。2013年度以降の給水収益について聞いたのですけれども。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

ここの収益の減につきましては、大口の企業が撤退になったというのは聞いております。

○新谷委員

大口の企業が撤退ということで、収益も下がってきたということです。

ここで、地下水利用組合、ここが使っていないということでなかなか収益が上がってこないわけですが、地下水利用組合の地下水利用の期限は済んでおります。これは北海道の管轄なのでありますが、この組合が簡水利用の意向はあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

地下水利用組合の利用につきましては、この問題へ主体的にかかわった北海道が毎年これらの企業への訪問をするなど継続的に交渉を続けていますけれども、工場で利用する水道分におきましては、現時点では経営上の理由から地下水利用を継続したいという意向を示しているということで聞いてございます。

○新谷委員

毎回、このことを聞くたびにそういう答えなのでありますが、北海道は、この簡水の歴史的な背景から、私たちは北海道にその赤字分を補填してもらわなければならないと言ってきましたが、北海道は企業の誘致で何とかしたいと、そういうことを言っておりますけれども、その企業の進出見込みはあるのか、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今後の企業進出につきましては、現時点で具体的な進出の情報はないということでありまして、少しでも企業誘致が進むように関係機関と今後とも連携していかなければならないというふうには考えてございます。

○新谷委員

企業、北海道は余り、努力はしているのだけれどもなかなか見込めないということで、この簡水については、本当に年度ごとに負担がふえていくわけですから、小樽としても何とかしなければならないと思うのです。

それで、石狩西部広域水道企業団の第2期工事が2019年度ごろからと聞いておりますけれども、構成自治体の人口減少などから、本当に2期工事が必要なのか、小樽市の見解はどうか。

それから、この先、簡易水道の利用も見込めない中で、一般会計の繰り出しがふえる一方、この事業は2024年度を待たずに計画を見直す、それが必要ではないかと思っておりますけれども、小樽市としての意見はどのようなことを言っているのか、どのような考えか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

企業団が進めていきます2期工事につきましては、供給量の半分以上を占めます札幌市へ通水するためのものがあります。現在の用水供給の施設では、札幌市への通水ができないことから、必要な事業であるということでは認識しているところでございます。

当然、この2期事業を含めた全体事業を前提としてこの事業を進行しているということでございます。なかなか、

この中身につきましては、当初の考え方もございまして、簡単に見直しはできないというふうには考えてはございますけれども、この件については、北海道から強い要請のもと、本市が企業団に参画したという当時の経緯がございます。このため、北海道に対しては、2期工事に伴う財政負担ができる限り生じないように、計画の見直しの検討を含め、本市の収支改善に向けて強く申し入れを行ってまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

民進党に移します。

○面野委員

◎議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について

それでは、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について何点か質問させていただきます。

総合計画審議会の委員構成について、変更理由は、執行機関の附属機関である審議会に議員が加わることは適当ではないとする行政実例の考え方に沿ったものであると説明がありました。

以前から、全国市議会議長会においても、構成委員に議員が参画するか否かの見直し、また、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の策定を行うか否か、及び議会の議決を経るか否かは各市町村の独自判断に委ねられることとなりました。

小樽市においても、先進事例に鑑みて検討していく必要があると私たちは考えております。

そこで、全国的な情勢を調べてみると、議会においては検討を要する審議会を個々に取り扱うのではなく、審議会等を一括整理分類して、系統的、総合的に検討しているようです。

先日、総務部長から下から順に積み上げていくやり方もあるという趣旨の答弁がございましたが、下から積み上げる絶対条件は、まず土台が盤石な上でこそ成り立つやり方だと感じておりますが、総務部長がおっしゃる進め方の場合、その土台となるものは何と考えているのかお示してください。

○総務部長

まず、この総合計画のつくり方につきましては、一般論として、もちろん大きな区分けとしては、先に大枠をつくって、それから小さなものに向かってつくっていくという考え方と、それからまた、下からこつこつと積み上げて、そして最終的に大きなものにたどり着くという、大きなこの二つの考え方があるということで、一般論でまずはお話ししたつもりでございます。

ただ、この審議会の関係についてお話ししますと、ここにつきましては、今、委員からもお話ありましたとおり、これもいろいろな場面でお話ししておりますけれども、実務提要の中で、議員が審議会の中の委員、メンバーとして入ることにつきましては、これは違法ではないけれども適切ではないという、そんな解説もございます。それからまた、今、広くいろいろな市民の方に、そういった審議会の場に参加していただきたいという市からのそういった考え方もございますし、また、議員の方につきましては、我々が丁寧に議会にいろいろな進みぐあいというのを報告することで議会の場でチェックいただくことも可能であるというような、今お話ししたようなことがございますので、きちんとした、今言われた盤石な土台になるかどうかというのは別にしまして、今お話ししたようなことがございますので、そういった考え方で、下から積み上げていくという考え方もあるのではないのでしょうかということでお答えしたものでございます。

○面野委員

まず、私たちが考えるのが、やはり議会と提案側である市長側、市長部局との信頼関係がまず第一ではないかと考えております。ですが、現在、市長と議会の間には残念ながらその信頼関係というものが築かれていない現状で、土台が不安定であり、その上に積み上げるものは砂上の楼閣、無理があるのかなと私たちは考えております。

ただ、これまでも委員会等から議員が除かれてきた例はあるとは思いますが、その時点ではやはり信頼関係があつての了解だったと議会側は認識していることと私は感じています。こういう当事者間が複数にわたる改革を行おうとするときは、片方の思いを一方向的に押しつけるのではなくて、まずは関係者の信頼関係を築いた上で話し合いを行い、相互理解を得ながら進めていくのが順当な方法だと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

信頼関係をということですが、正直申しまして、なかなか要望事項を出してから進展を望める状況ではなかったということもありますけれども、今回につきましては、要望に対して議会からの検討結果、これをいただく前の提案となったことを大変申しわけないと思います。まず総合計画につきましては、審議会の立ち上げですとか、委員選任ですとか、そういったスケジュールの関係もございまして、今回はまず全体議論から先行して提案させていただいたという部分でございます。

今後、確かに信頼関係というのも大事でございますので、しっかりと進捗状況を報告していくと、そういったこともまめに行っていきまして、それで市と議会とでよりよい計画づくりができるように努めてまいりたいと考えております。

○面野委員

ただいま主幹からも、議会側へ要望書、昨年10月、6点ほどになるのですが、この中にも附属機関の委員の参加の見直しということで挙げられておりましたが、これが要望されて以来、総務部総務課からは何かアクションがあったというふうには私は聞いておりませんので、こういう状況であれば、期間的にも、議案第24号を提案されたのが2月22日、そして企画政策室から趣旨の概要などの説明があつたのが3月2日と、そしてこれから審議して議決をとっていくということで、議論できる時間がすごく少ないのではないかなと感じています。これは要望ではなくて、本当に通告に近いような、そういったやり方なのではないかなというふうには私は印象を受けています。

それで、ある都市では、まず事前に市長が議会側に申し入れを行って、議会は速やかに附属機関の委員の見直しに関する協議会というものを設置して、9回の会議を行って研究、検討し、そしてこれも段階的に条例改正等の対応を行っていたという、そういう事例も私の調べた中にはありました。

先ほども述べましたけれども、まずは信頼関係の回復に努めつつ、市側の要望に対する議会からの回答を待って、それを受けた上で条例等の改正、変更を行うことが妥当だと考えますが、この点はいかがでしょう。

○（総務）企画政策室品川主幹

確かに、委員おっしゃるように、議会側から申し出があつてということで、そういう事例もあるということは承知しております。確かに、そういうやり方が合意形成という部分ではスムーズに行くのかなというメリットもあるとは承知しております。

ただし、今回につきましては、先ほども申し上げましたけれども、要望に対しての検討結果、こちらを議会から市にいただく前の提案となったことは、少し議論不足という面は否めないということで、申しわけないとは考えているのですが、先ほども申し上げましたけれども、進捗状況を小まめに報告していくことで、総合計画については、議案の審議のほかにも議会での議論の機会が十分にあると考えておりますので、今回、全体議論からは先行して提案したということでございます。

そして、通告ともとれるというお話もありました。あくまで本件については議会の場で議論していただきたいと、少し時間がなかったことは大変申しわけないと考えておりますけれども、議会の場で議論していただきたいという

意図での提案でございますので、一方的な通告とは考えていないところでございます。

○面野委員

先ほど主幹からスケジュール感のお話も少し出ていましたけれども、総合計画審議会の開催日程に間に合わせるということであれば、それはすごく拙速だと思います。

他会派からもこの議案についての議論が行われておりましたが、私たちは決して議員の既得権益を守ろうとしているわけではありません。私たちは、変えるなど言っているのではなくて、一方的に議会側に突きつける形、あと手法として一つずつタイミングが来たら変更するというところに疑問を持っております。

最後に、次期総合計画策定の着手までわずかな時間しかもうございませませんが、議員が策定段階で参画することは重大な支障があって策定できないものなのかどうか、見解をお示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

重大な支障があるかということでございますけれども、こちらは行政実例の考え方、これはあくまで違法ではありませんので、重大な支障というものはございませぬ。これまでどおり議員の方が附属機関の委員になるということについては違法ではございませぬ。ただし、この考え方としましては、あくまで議会と執行機関、これの分立の趣旨から適当ではないとされているものですので、その状態を解消したいということでの提案でございます。

○面野委員

最後に、この提案は、うがった見方をすれば、以前にも少しお話出ていましたけれども、商工会議所外しに続く露骨な市議会議員外しととられてもしようがないのではないかと私たちはとっております。今回の市の手法は、余りにも権力的、一方的であると言わざるを得ませぬ。これは何も相手が議会ということだけではなくて、相手が民間の会社、団体、個人に対しても同じです。このようなやり方は、相手の気持ちを考えず、腕づくで言うことを聞かせようとしているのと同じではないでしょうか。権力的な手法は必ず反発を招き、しっぺ返しがある、これまでの委員会議論をお聞きしていても、この手法以外にもう少し議論が必要と考えますので、どうかこの議案については市長部局で再考をお願いしたいと思います。

○総務部長

一つは、先ほども御説明させていただきましたけれども、決して、今、委員おっしゃるような形で、何か議員外しというようなことで考えているわけではございませぬ。先ほどもお話ししたとおり、できるだけ広く皆さんの意見を取り入れて、そういった意味で新しい計画をつくっていききたいというのが主眼でございますので、ただ、そういったことを考えるときに、先ほど主幹からもお話ししていますし、私からもお話ししていますが、行政実例のそういった判断もありますので、そういった中で実は整理をさせていただいたらということでございますので、決して何か議員を外して、それで商工会議所を外してみたいな、そんなことでは決して考えてございませぬ。ただ、今、委員から言われましたように、今この総合計画、新しいものをつくるに当たって、議員の皆さんにどれだけ丁寧に、これまでの部分で丁寧に説明できてきたかといいますと、少し拙速な部分、確かに御指摘のとおりあったかなとは思いますので、今後に向けて、やはりその辺はいろいろこちらも配慮させていただいて、新しい計画に向けていろいろ計画を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

◎分区条例について

私からは、3月9日の予算特別委員会の発言で見過ごせない発言があったので、確認してきたいと思います。

産業港湾部参事は、石狩湾新港の条例制定の過程や内容はわからないが、小樽港の条例には日用品といった文言や漁業者が利用するといった文言が明記されていないので小樽港では想定しないというふうに発言しています。

この発言には、二つの問題があります。

まずは、小樽港と石狩湾新港の条例の解釈は違うという趣旨の発言です。小樽港と石狩湾新港の分区条例の解釈は違うと、今でもそうお考えですか。お答えください。

○産業港湾部参事

小樽港と石狩湾新港の分区条例の解釈が違うのではないかとということでございますけれども、あくまで小樽港と石狩湾新港の分区条例に明記されていることが違う、異なるということで、そういう考えをお示したものでございます。

○林下委員

私は、この考え方は大問題だと思います。石狩湾新港の分区条例と小樽港の分区条例は、全体としては似たような条例になっています。また、他の港の条例も似たような条文となっていますが、これは国などが示した条例のひな形のようなものがあるのではないですか。それについて見解をお示してください。

○（産業港湾）管理課長

他の港の条例も似たような条文となっているので、これは国から何かひな形のようなものがあるのではないですかという御質問について、国などが示した条例のひな形については、直近では、平成12年12月に当時の運輸省と建設省、連名になりますけれども、こちらの通知により示されているところでございます。

○林下委員

いずれにしましても、私どもは、分区条例上、小樽港と石狩湾新港の解釈には違いはないと考えています。私どもは、これからしっかり根拠を述べますので、港湾室としても小樽港と石狩湾新港の分区条例の解釈が違うという根拠を示していただきたいと思っております。

私どもが小樽港の分区条例と石狩湾新港の分区条例の解釈に違いがないと考える理由ですが、まず分区条例の目的は第1条に書かれており、港湾法第40条の規定に基づくものです。これは石狩湾新港だろうと小樽港であろうと、その他の港でも変わるものではありません。法律に基づくということは、原則としては、全国の港において同様の規準で規制する趣旨の条例なのです。もし例外があるとすれば、小樽港の特徴を捉えた明確な文言で違いを出すはずですが、しかし、小樽港の分区条例は、全体として他の条例とは似たような条文であり、そのような違いを明確にするようなものではありません。もちろん、小さな文言の違いはあるでしょうが、法律を含めた全体像からこの条例を捉えるなら、原則どおり小樽港においても全国の港湾と同様の規準である石狩湾新港と同じような規制をすべきです。法的な安定性を考えても、小樽港だけ違う解釈はできず、石狩湾新港と小樽港が違う解釈は成り立ちません。石狩湾新港と小樽港の文言が違うのは、単純に制定時期が違うだけで、新しくできた石狩湾新港が明確に規定しているだけなのです。したがって、小樽港と石狩湾新港に違いはないのです。

次に、小樽の条例には「日用品」といった文言や「漁業者が利用する」といった文言が明記されていないので、小樽港では想定していないという部分です。これは、市長の条例に書かれていないことを解釈して行うことのほうが勝手な判断という枠組みに当てはまりかねないという発言ともつながっています。これは、規制する条例においては、書いていることが全てであり、それ以外は規制すべきではないという解釈でいいですか。見解をお示してください。

○（産業港湾）管理課長

分区条例に記載されていることに基づいて運用することが前提であると考えております。

○林下委員

港湾室と市長の発言は、本当に法律、条例解釈において基本中の基本が全くわかっていない発言です。この程度の認識で法令遵守なんてあり得ません。

分区条例は、建築物の規制をしている条例です。このような規制をしている条例に、条例に書いていないものは許可しなければならないとしたらどうなりますか。規制するためには、全ての建物を想定して規定しないと条例の

意味がないのではないですか。そして、新しい種類の建物ができるたびに条例改正を頻繁にしていかなければなりません。そんなことを現実的に可能と考えますか。

また、確かに刑法の分野において、罰則を科するときは、罪刑法定主義といって法律に書いていないものは罰せられないという大原則があります。そして、反対解釈をすれば、罰則規定ではない今回の問題は、条例に書かなければならないということはありません。法律、条例に書いていないことであっても、小樽市は解釈をしなければならないのです。つまり、今回の分区条例の市長の発言も明確に誤りです。その根拠は、一つとして、条例に全てを書いているような規制に関する条例など存在しないこと、2番目として、分区条例は、罪刑法定主義にのっとるべき罰則を規定する条例ではないこと。先ほども参事の発言と同様、反論があるなら、根拠を示してください。

まとめますが、全国にある大きな港湾では、さまざまな事業者が一つの港を利用しています。その事業者を業種などによって区域を分けることで、お互いの利害を侵害しないように調整しているのです。これこそが港湾法と分区条例の理念であり、趣旨です。これは、小樽港も含めてどの港にも共通する問題に対する知恵なのです。現状を考えても、市長と参事の解釈がでたらめで間違っている結果、港湾法と分区条例の理念に反することになります。現実には、観光船事業者が漁業者の利益を侵害しているではありませんか。

今ここで法律の解釈論争をしても議論が前に進みませんから、港湾室と市長、それぞれの解釈と自説が正しいというのであれば、必ず次の定例会までに自分が正しいという根拠と私どもの根拠に対する反論を示してください。

○委員長

どうしますか。随分長かったのですが、第2回定例会まででいいのですか。それとも、今それぞれの答弁をいただきますか。

○林下委員

次の定例会までに示してください。

○委員長

ということで、市長並びに産業港湾部にお願いをさせていただきます。第2回定例会までにそれぞれの見解をおまとめしていただきたいということでございますけれども、市長、よろしいですか。宿題ということになるのですけれども。答弁はいいそうです、次回の定例会までにとということで。

○市長

これも先ほどの質問の中と同じように、鈴木議員の御質問に基づいてきつと御質問または御提言をされているのかなというふうに思いますけれども、今のお話の中で、小樽市における分区条例等も含めて、つくられた時代というか、時期が古くて、それに対してそういう内容が入っていないのではないかとか、またはそれに対しての改正を図るべきではないかというお話であるならば、それに基づいて我々も改善を図っていくということができるのではないかなと思っておりますが、今のお話からいきますと、条文に書いていないことを解釈をして、それで実行すべきではないかというふうに私には今のお話から聞こえるのです。特に、例えば鈴木議員がお話しされた、石狩湾新港においては書かれていたけれども、それは小樽港の内容には書かれていないけれどもそう解釈するべきではないかというふうに鈴木議員は御指摘であったと私は思っておりますので、それを林下委員も同じように是だというお話として、今、御指摘をされているのであれば、それは私自身は鈴木議員に答弁したのと同じ意見であるということしか、今現状では言うことはできません。その考えのもとで次の定例会までにそれに基づいた答えを出しなさいと言われても、考え方の違いが明確になっている中で表現するのは少し難しいのかなというふうには私自身は思っておりますので、改めてきょう御質問いただいたことにおいて、我々なりに精査させていただきたいなというふうには思いますが、林下委員が求めている内容としてお返事できるかどうかというのは、この現段階においては明確にはお伝えできないかなというふうに思います。

○産業港湾部参事

今、市長からも答弁がございましたけれども、市としての解釈の根拠については、これまでも御説明してございますけれども、港湾法と分区条例の理念には反していないというふうに考えてございます。

○林下委員

私はあえて答弁は求めなかったのですけれども、市長なり参事からお話がありました。

私は、明確にお二人の考え方に違い、解釈に違いがあると思っています。それで、ここで法律論争をして結論を出すとするば、途方もない時間がまたかかると思ったので、今そういう発言をしましたので、ぜひその意を酌み取っていただいて、しっかり意思統一を図って見解を示していただきたいということで、私の質問を終わります。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○酒井(隆行)委員

◎住吉線の排雪について

昨日も質問していたのですが、少し積み残しがありますので、住吉線の排雪について確認させていただきたいと思います。

まず、この住吉線なのですが、2月9日の夜20時20分ごろから作業を開始して、結果的にはこの作業が中断になってしましまして、22時ごろに現場を撤収したという報告を受けました。これ仮に協議簿どおり作業していたら、どれぐらいの時間を要する作業内容だったのか、まずお知らせ願いたいと思います。

○(建設)雪対策課長

作業の進捗状況でございますけれども、そのときの気象状況や、その他のいろいろな要因がございますので、何時までに終わるといようなこと、当然、朝までには終わるのですけれども、それについては言えませんが、通常であれば、最大で朝方5時、6時ぐらいまでかかっていたのではないかとこのように考えております。

○酒井(隆行)委員

朝までというところでいくと、大体夜の8時半ぐらいからスタートしているので、8時間から10時間ぐらいかかる作業だったという、そういう理解でよろしいですか。

○(建設)雪対策課長

その当日なのですけれども、一つの除雪の班で別の箇所と2カ所やっていたので、それを合わせて5時、6時、それぐらいまでかかるというようにございまして、先ほどの答弁につけ足させていただきます。

○酒井(隆行)委員

よくわからなかったのですけれども、2カ所除雪が、作業現場があったと、そこをかけ持ちしながらやっていたのでということよろしいですね。

8時間から10時間ぐらいだと。そのうち、大体1時間半前後で、結果的には作業が中断されてしまったわけなのですが、これ排雪作業をするためにステーション側あるいは同じJV側が体制を整えて排雪作業をしているということに鑑みまして、途中で排雪作業が結果的には中断してしまったということで考えると、非常に大きな損害が、損失、影響と言ったほうが答弁しやすいのかもしれないのですけれども、非常に大きな影響が出たのかなというふうに推測されますが、これについて対策本部ではどのように認識されていますか。

○（建設）雪対策課長

原因は別としまして、その日、朝方までやる作業が途中で作業をやめたということになりますと、その期間分、排雪作業をやるのに用意した人材、誘導員であったり作業員、ダンプ、トラック、機械等の経費と、そこら辺の部分がかかってくるというふうに考えておりますが、詳しい金額等については想定しておりません。

○酒井(隆行) 委員

先ほども確認しました、大体 8 時間から 10 時間ぐらいの作業をするために人材等を用意していたと。そこが 1 時間半前後で作業が中断になってしまったということで、結果的に中断してしまったということで、相当大きな損害があるというふうに理解しました。

それと、お話変わりました、危険な作業という言葉が議会議論の中で出てきました。この言葉を初めて対策本部で知ったのはいつでしょうか。

○（建設）雪対策課長

作業が中止になったということ自体につきましては、次の日の 2 月 10 日に我々は認識しているところでございますが、その中に、その当時の状況が危険であったということを確認したのは、2 月 24 日でございます。

○酒井(隆行) 委員

2 月 24 日ということなのですけれども、これはどういうタイミングだったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

2 月 24 日は、自民党の酒井隆行議員の一般質問の答弁調整を行っているときに、我々が市長から教えていただいたということでございます。

○酒井(隆行) 委員

答弁調整の中から出てきた言葉ということで、それまでは知らなかったということで、これ確認させてください。よろしいですね。

○（建設）雪対策課長

私自身は、それまで危険な状態というようなことについては認識しておりませんでした。現場を見ておりませんので、そういうようなことでございます。

○酒井(隆行) 委員

これ初めて対策本部で聞かれたとき、どういう印象を得たでしょうか。

○（建設）雪対策課長

まず、それまで業者からも、危険な状態があったということ、当然、聞き取りになりますけれども、聞いておりませんでしたので、まずは少し驚いたということと、何らかの確認をしなければいけないというふうに思いました。

○酒井(隆行) 委員

何らかの確認ということで答弁いただきましたが、その後、どのような調査をされましたか。

○（建設）雪対策課長

その後の確認の経過でございますけれども、少し日時が不明な部分もございますけれども、その点については御了承したいと思います。

それを聞いてからまず、担当なり係長から口頭で、どのような体制をとっていたのかというようなことをお聞きしました。そうすると、小樽側の車線ですか、あちらのほうは作業をしていて、通行どめにしていた。反対側の札幌側の車線、そちらで片側交互通行をしていたというようなことを口頭で確認していきまして、その後、3 月 2 日に具体的に、図面等で、当時の小樽駅側での作業、そして札幌側での片側交互通行、そのときの交通誘導員であったり、作業機械の配置というのを、3 月 2 日に確認したところであります。

また、その次に、3月3日、公明党の斉藤委員から、予算特別委員会で、その当時の交通体制、交通誘導体制等を確認するように求められましたので、3月6日月曜日に改めて第6ステーションの業務主任と面接を行い、改めて2月9日の住吉線の交通管理体制についてお聞きしたところです。そうしますと、従前から聞いていたことのほかに、午前9時ごろ、作業の途中ではございますけれども、小樽駅側の作業がある程度終わった段階で、札幌側にこぼれた雪を処理するために札幌側でタイヤドーザで作業を行い、作業を行っていないバックホーにつきましては、中央分離帯の端部、小樽市立病院側、そちらのほうで停車していた、そのときの交通誘導体制としては、札幌側、小樽側で各1車線を使って両側通行していたというようなことを3月6日に確認しております。

○酒井(隆行) 委員

この聞き取り調査、いろいろ今答弁いただきましたが、この中で危険な作業と確認できるような部分はあったのでしょうか。

○(建設) 雪対策課長

我々は、現場にいなかったものですから、それぞれの各状態のいろいろな場面というのは見ておりませんが、この代表的な主作業をやっていた場面、それとこぼれ落ちた雪を処理していた場面、それについては聞き取りしておりますので、それはそのとおりの交通誘導員の配置だったり機械体制であれば、特に問題はないのかというふうには考えますが、あくまでも我々は現場を確認しておりませんので、それぞれの別の場面があったかどうかということも含めまして、それについては確認のしようがないというふうに考えております。

○酒井(隆行) 委員

現場というのは、常に動いているのですよね。動いているというふうにも私も認識しています。除雪、排雪ですから、同じ場所でずっと作業するわけにはいかないもので、それによってさまざまな現場の対応があるというふうには私は認識しております。ですので、図面どおり全てそれでおさまるかという、そうではなくて、現場の判断によってさまざまな対処が出てくるというふうには認識しているわけではありますが、市長がこれまで危険な作業という言葉で表現されていた部分、今の答弁の中にはその部分が含まれているのでしょうか。

○(建設) 雪対策課長

今、御質問の中にもありましたとおり、先ほど二つの場面、代表的な場面について御説明いたしました。それ以外の場面場面というのも、当然それは作業していることであり得ることではございまして、それにつきましては我々除雪対策本部では、現地にいないものですから確認できておりません。

○酒井(隆行) 委員

私が聞いているのは、市長が答弁された危険な作業という部分で、議会の中でも答弁されていたと思うのですが、その状況が聞き取り調査の中で確認できたかどうかということを確認しているのです。もう一度お願いします。

○(建設) 雪対策課長

これまでの議会議論で市長から答弁した内容につきまして、たしかバックホーで雪山の頭落としをしていたときに、その横、脇を車が通行していたというような答弁があったかと思われるのですが、そのことにつきましては、バックホーが作業中に車が横を通ることはないというふうには業務主任からはそういうふうには聞き取りしておりました。ただ、私に関しましては、それについては、先ほどから申しているように、現地確認しておりませんので、この点については、聞き取りしたらそういうような答えがあったということではございません。

○酒井(隆行) 委員

聞き取りの中には、そういう状況がなかったという理解でよろしいですか。

○(建設) 雪対策課長

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、そういうようなことはなかったというふうには聞き取りました。

○酒井(隆行) 委員

次に、市長にお答えしていただきたいのですが、きのう作業方法と、それから安全対策についてということで、どのような説明を受けましたかとお聞きしました。もう一つ確認しておきたいのですが、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたの、確認をとるよう求めたということなのですが、具体的に現場の責任者とどのようなやりとりがあったのか、これについてお答えいただけますか。

○市長

今までも、そのことについてはほかの委員の方からも御質問があつて答弁させていただいているところでございます。これでまた一字一句ずれが生じていたということで御指摘されても困りますので、その辺は御容赦いただきたいというふうに思っているところでございます。

何度もお話ししておりますが、いわゆるそこにおける作業が何なのかということをお聞きしているところでございます。市のほうで協議をした排雪作業だというふうに聞いたので、その作業というのは何なのかということをお聞きして、そういうふうに雪を落とす作業をしているということで確認したということで今までも答弁をさせていただいているかなというふうに思っております。

○酒井(隆行) 委員

それは、作業方法と安全確認ときのう聞いているのですけれども、その部分ではなくて、その後に市長が除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたの、確認をとるよう求めたということなのです。これ予算特別委員会の初日のときに、この部分は、要はそこで作業が行われていない、行われているはずのないところで行われていたことですかということをお聞きしたので。

○市長

そのとおりです。

○酒井(隆行) 委員

そのとおりですよ。それを具体的に、現場でどういうふうにやりとりしたのかということをお知らせ願いたいのですが。

○市長

ですから、今お話ししたように、そこは作業が行われていない場所だというふうに思っていましたから、正直、市の作業かどうかすらも最初はわかりませんでしたから、だから先ほど言ったように、最初にこの作業は何なのかということをお聞きしているのですよ。そのことを、今、酒井隆行委員が御質問の中でお話しした、そこに当てはまる答弁になるというふうに私は思っております。

○酒井(隆行) 委員

何回もなのですが、ここで時間を余りかけたくなくて初日に相当確認させてもらったのですが、それ今、市長が言っているのは、作業方法や安全対策についてどのように説明を受けたかときのお聞きしているのです。その部分ではなくて、要は、住吉線のあの場所は本来は排雪が行われなかったところだったのに、そこで行われていたということを確認したのですよね。そうですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

そうですね。それを現場でどういうふうにやりとりをしたのですかということをお聞きしているのです。作業内容云々かんぬんではなくて、わかりますか、作業内容、例えばそこでバックホーを使ってどうのこうのということではなくて、もともと市長はそこに行ったときに、作業されていないはずの場所で作業をされているという認識ですよ。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

それを現場に確認をとるよう求めたのですよね。

(「うん」と呼ぶ者あり)

そのやりとりは、どういうやりとりだったのですかということなのです。具体的に言うと、要はそこで、現場でやりとりするという話になると、例えばここで何で作業をやっているのですか、ここはもともと予定に入っていないところだったのですけれどもというようなやりとりがあったはずなのですが、そういうやりとりはなかったのですか。

○市長

それも今までも答弁していたと思うのですけれども、先ほど来からお話ししているように、ここの作業は何の作業なのかということを確認させていただいて、市の作業だというふうに聞きましたので、今の酒井隆行委員の説明でいくと、私自身は、そこは排雪を予定していた場所ではありませんでしたから、ですから排雪作業なのかということを確認はしました。その中において、排雪作業なのけれども、雪を落とす作業なのですということ、それを教えられたということですから、先ほど来から答弁していることと同じことを繰り返しているだけなのですけれども、そういうことでございます。

○委員長

市長に申し上げますけれども、酒井隆行委員がお聞きになっていること、市長が答弁されている部分も当然あるのですけれども、どなたということになると、具体的に言うと、私が想像すると、ユンボであればユンボのオペレーター、おりてきてお話しされたのか、そこに立っていたそれ以外の作業員、あるいは交通整理をしていたガードマン、これらも含めて、そこの方とどのようなお話をされたのですかと私は聞いているように聞き取っているのですけれども、いかがですか。

○市長

誰となのかということをお聞きになりたいのであれば、多分、その場に後から来られた、そこにおける業務の監督されている方ということになるかと思えます。実際に、その方がどの方なのかということは、本当の役職、具体的なところまではわかりませんが、その現場における監督をされていた方だと思われます。

○酒井(隆行) 委員

もう一回聞きます。

この場所は、この日、排雪作業を予定していなかった場所です。そこに市長が行きました。現場に着いて、どうい排雪作業の内容なのかということで、そのバックホーどうのこうのというのを聞きました。それから、安全対策についても聞きました。これは余り説明がなかったということで、きのう聞いています。

もう一つ、今聞いているのは、要は排雪予定されていない現場に行って確認を求めたのですよね。確認を求めたのですよね。確認を求めるといことは、ここは排雪作業の予定ではないですということを相手に伝えないと、相手は何について確認するかわからないですよね。だから、その部分のやりとりを少しお聞かせくださいということです。

○市長

今お話ししたことが基本ですけれども、いわゆる本来そこは排雪される場所ではないと私は思っておりましたから、そのことについて、その監督されている方に対して、本当にその場所がそうなのかどうかということを確認を求めたということでございます。

○委員長

監督に、その事実関係、なっていることの実事関係を、確認を求めた。

○市長

加えて、それで説明に納得されるかどうかかわからないですけれども、その方に、いわゆる本当に市と協議した場所なのかどうかということを確認してほしいということをお求めたということでございます。

○酒井(隆行) 委員

何かよくわからないですけども、では、これ市長は、この路線については予定にないことを知っていたということで、それを前提として行かれたということですね。

(「はい。前提で行かれたんじゃないです」と呼ぶ者あり)

危険な作業ということということでですね。はい、わかりました。

これ確認させていただきたいのですが、当然、市長が排雪する、しないという路線のことをある程度わかっているということは、本部長である副市長も、当然、理解しているということによろしいですか。

○副市長

当然、私も承知しておりました。

○酒井(隆行) 委員

これからどういう予定かというのも全部把握されているということですよ。

○副市長

その箇所について、前段で打ち合わせをしましたから、その中に私も入っていましたので、その箇所についてどういうふうな排雪作業をするかについては、私も承知しておりましたということです。

○酒井(隆行) 委員

これまでさまざま聞いてきましたが、やはりこの危険な作業という部分、これがまず理解できませんでした。

それから、なぜ市長がこの現場に行ったかというのも少し理解ができませんでした。

(「何でだ、それは説明しましたよ」と呼ぶ者あり)

できませんでした。それは、この現場に行ったのは、きのう、高橋龍委員もおっしゃっていましたが、やはり危険な作業というのは後づけではないのかなというふうに私も理解しています。

また、前段、頭でお聞きいたしました、作業を中断することによって相当な損害が出ています。これ答弁は要りませんが、できれば、やはり市のミスで結果的には作業が行われなかったということなので、どういう損害が出たのかということは調査していただきたいと思います。これは要望として上げます。答弁は要りませんので。

私の質問を終わります。

○濱本委員

まず、何点かお伺いします。

◎住吉線の排雪について

今の酒井隆行委員の質問で少し気になったことがあるのですが、副市長は、除雪対策の本部長です。それで、排雪の予定を知っていたということですが、それはいつ知ったことなのですか。2月9日はやらない場所だということ、いつの時点で知っていたのですか。その前のいつの時点で知っていたのですか。

(「委員長、雪対策課長」と呼ぶ者あり)

○委員長

副市長にお聞きになっているので、副市長にお答えいただきたいと思います。

○副市長

一度あそこの場所について除雪を、排雪をするということが途中で、日にちははっきり覚えていないのですけれども、その前段に、そこよりも優先的に松ヶ枝のほうをやるということで、そこは一旦待ってみようということで、その打ち合わせは、その前に打ち合わせの中で一旦そこはやめて松ヶ枝を優先的にしようということの打ち合わせをやったことは、私、記憶しております。

○濱本委員

小樽市除雪対策本部規程というのがありますけれども、いわゆる本部長を副市長にして、副市長は、その所管事務を掌理し、所属する職員を指揮監督するという。いわゆる除雪対策本部のトップです。

それで、お伺いしますが、市長が2月9日に現場に行つて、何らかのアクションをして、現場の作業が中断された、中止された、言うなれば。その報告はいつ受けていますか。

○副市長

それも、たしか2月13日に、そういうことがあったということは、事後ですけれども、そういう話は聞きました。

○濱本委員

副市長、それ13日に聞いたということで、事は2月の9日です。2月10日に雪対策課長はJ Vに行っているわけです。だから、行っているということは、本来、雪対策課長は即座に、13日ではなくて、10日に行ったこと、行くときに本部長に報告する義務があると思いますが、いかがですか。

○副市長

10日には、私、その話は聞いておりません。

(「いや、違う。そんな答弁を聞いているわけじゃないって」と呼ぶ者あり)

○委員長

そういう質問ではなかったのですが。

○濱本委員

私が聞いたのは、いいですか、10日に雪対策課長がJ Vへ行ったのですよ、9日のことがあったので。そうしたら、その瞬間に、行くときに、もしくは行った後にすぐ本部長に事案について報告すべき立場ではなかったのかということ聞いたのですよ。本部長としての認識を聞いたのですよ。

○副市長

当然、そういうことがあれば、私に報告があつてしかるべきと思います。

○濱本委員

ということは、本部長としては、雪対策課長の報告が13日になったということは、組織の指揮命令系統、タイミングを考えたときに不適切だというふうに思っていますか。

○副市長

もしそういうことがあるのであれば……

(「もしでなくて、あつたんです」と呼ぶ者あり)

早目に報告していただきたいと思いますが、そういうことがあるのであれば組織の中の連絡体制が十分ではなかったというふうに思います。

○濱本委員

余りこればかりやっていると時間がなくなってしまうのですが、先ほど雪対策課長が、2月10日にJ Vに行きました、そして2月24日に危険な作業があったということを認識したと言っているわけです。確かにそれは確認はできない。けれども、本来、小樽市が発注している、業務委託をかけている業者との間の信頼関係で言うと、自分が行っていないから、聞き取りをしたからといって、業者から聞き取りしたことが不正確だったという話にはならないわけです、信頼関係でずっと仕事をしているわけですから。あたかもJ Vの業者が虚偽の報告を、聞き取りに対して答弁をしたみたいな話になったら、それはおかしいことではないですか。今までずっと、そのJ Vの構成員と小樽市は信頼関係の上で除排雪業務をずっと続けてきたわけです。その信頼関係を一遍に壊すというような意味合いも私は持つと思うのですが、雪対策課長、どうですか。

○（建設）雪対策課長

業者から聞き取りを行っております。私どもの立場といたしましては、一方で一緒に除排雪をやっていくという、協力してやっていかなければならないという立場であるとともに、一方では発注者として安全管理体制等についてはチェックしなければならないというところの立場でございます。当然、一緒にやるところもあれば、管理したり、必要であれば注意したりしなければいけないという立場でございます。

その上で、今回のところにつきましては、聞き取りした内容をそのまま、お聞きした内容を議会等で答弁しているというところでございます。

ただ、それについては、本当に全ての現場、全ての場面というのは、その現場に私ども、私も含めまして、除雪対策本部の者がいませんでしたので、確認はとれないということでございます。また、そこについて、それについてこれ以上確認することも難しいということでございます。

（「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、何も聞いてないんだから、答える必要ないですよ」と呼ぶ者あり）

（「いや、質問されているので、お答えいたしますけれども」と呼ぶ者あり）

○委員長

申しわけございません。

（「答弁者を選べるということですか」と呼ぶ者あり）

いや、選べるというより……

（「今の質問に対して答弁……」と呼ぶ者あり）

今、答弁終わっていますよ。

（「雪対策課長の答弁で終わっていますよ」と呼ぶ者あり）

（「なぜ私、お答えできないのですか。質問されているので、それに対して……」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、終わっています」と呼ぶ者あり）

（「答弁させていただきます」と呼ぶ者あり）

答弁終わったのですけれども。

（「させてくれないのですか」と呼ぶ者あり）

いやいや、答弁が終わっているのですけれども。

（「何でそのそういう、そんな感じになる」と呼ぶ者あり）

（「答弁することが多々あるじゃないですか、今までも。なぜそれ制限されるんだろう。質問されていますよね」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

この2月9日の市長の行動というのは、雪対策本部長という存在がありながら、やはりどう考えても軽率な行動としか言わざるを得ません。

組織は、業務分掌をもって、きちんと指揮命令系統を持って動いているわけですよ。そうすると、市長は、もし危険な作業があったということを聞いても、一番先にすべきことは、家からぼんと出ることはでなくて、すぐ雪対策本部長に連絡することです。いいですか、市長の指揮命令系統にあるのは、雪対策本部長のみです。雪対策本部長の下にいる人たちは、雪対策本部長の指揮命令系統にいるのです。除雪対策本部規程の第6条、誰か、建設部持っていますか。持っていないので、私、読みます。

第6条「本部長、副本部長、本部次長及び班長は、上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」と。これでいくと、本部長の上は市長なのです。市長の指揮命令系統の下にいるのは本部長だけです。市長、そういう認識ありますか。了解しているのか。

○市長

このたびは、何度もお話ししてはいますが、石田議員から、危険な場所が作業されているのではないかと
うお話から始まって私は何っているのです。ですから……

(「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり)

今、それが最後の答弁につながるように答弁しているのですから。何を話そうとしたかわからなくなりますよ。

ですから、先ほど軽率な行動という表現をされましたけれども、まずその現状、現場を私自身が見る必要性は私
はあると思いますよ。その中で、最終的に、それを私自身が指揮命令系統ということにおいて、副市長に対してそ
のこを、その現状を含めて指示、そういうことをしていくということが重要なのだということをお濱委員はおっ
しゃったのかもしれませんが、結果的に、私はそれを、雪対策課職員が次の日にその情報を得られたという
ことで、結果的に私はその段において副市長には指示はしませんでしたけれども、その指示命令系統の一環として
本部長である副市長に対して私が指示をするということにおいての認識そのものは、私自身は持っているつもりで
ございますが、それと今回の行動とは別段のお話だと私は認識しているところでございます。

○濱本委員

今の市長の答弁は、私は基本的に除雪対策本部規程の第 6 条の話をしていて、2 月 9 日の話は別段の話です。だ
から、第 6 条の規定についてどう認識しているのですかと聞いているのに、2 月 9 日の話を織り込んで答弁する必
要はないわけです。

(「だって、そのことを契機に質問されているじゃないですか」と呼ぶ者あり)

違うでしょう。第 6 条のことを言っているだけの話でしょう。

○委員長

市長に申し上げます。委員は、第 6 条についてのみ、どう認識されているのかということについてお伺いしてお
りますので、そのことについて……

(「その段に質問でお話しされているじゃないですか。それに基づいてそのお話ですから、その質
問合わせて答弁する……」と呼ぶ者あり)

だから、それはまた、そういう質問もあろうかと思えます。けれども、今、書かれていることについてどうい
う認識、御判断をされていますかということをお聞かれていますので、答弁願います。

(「ですから、その認識は、今答弁させてもらったとおりです」と呼ぶ者あり)

(「そうしたら、前段の部分は削除してもらわないと困る」と呼ぶ者あり)

(「それは意味がわかりませんね」と呼ぶ者あり)

(「委員長、認識を話してないような気がするんですけど」と呼ぶ者あり)

市長に申し上げますが、今までも、この定例会もそうですけれども、こういう条文についてどう思う、どうい
う認識というのは、もういろいろな方が聞いていると思います。それと同じニュアンスで聞いているのだと思
います。別に、こういうことがあったから、これとリンクしてどう思うという、そういう話ではないのです。こ
ういう法律があるのだけれども、これあなた、どういふふう認識していますかということをお聞かれています
のです。そういう条文が、条項があるというので、その条項について濱本委員はお聞きになっているのであり
まして、確かにそういう部分は、今回、疑問は相当ありますけれども、それと合体した話ではないと本人が
言っておりますので。

(「最後、だから認識をしておりますけれどもという答弁していますよ。質問に対してちゃんと答
弁していますから」と呼ぶ者あり)

(「認識してる。どうしているのか言って……」と呼ぶ者あり)

そうしたら、もう一度、済みませんが……

(「もう一度言うのですか」と呼ぶ者あり)

もう一度、ひとつ委員長からお願いいたします。再度その部分。

(「同じことを繰り返して答弁することになりますよ」と呼ぶ者あり)

再度、聞き取れなかった人もいるみたいで、私も聞き取れなかったので、そのことにだけついて。

(「だけについて」と呼ぶ者あり)

とお聞きになっているのですよ。

(発言する者あり)

○濱本委員

これを長々とやっても、はっきり言って不毛の議論です。申しわけないけれども、市長の答弁、今の態度、申しわけないけれども、誠実に議会に向き合っているというふうには到底理解できません。

○濱本委員

◎市長の資質について

それでは、今回の議会において私の代表質問で、残念ながら市長たる資質、能力がないのではないかと、理解できないという、ある意味、大変失礼なというか、残念な質問をさせてもらいましたけれども、その質問の答弁たるや、はっきり言って情けない答弁です。

例えば、私は市長のこれまでの、約2年間のいろいろな例示を出して、その中で市長としての資質、能力、見識みたいなものを疑わざるを得ませんということを言ったのです。それで、明確な論拠で答えてくださいと言ったときに、市長の答弁を読みます。「次に、市長の職務を全うするに足りる資質、能力、見識についての御指摘につきましては、繰り返しになりますが、この任期中における取り組みにおいて、市民の皆様に御判断いただくべく、自己研さんに努めていくべきものと考えております」。これは、このときは自己研さんの話はしていないのですが、そうやっておっしゃっている。

もう2年間、ほぼ2年間終わっているわけです。そこで少し確認したいと思います。

市長が就任以来、市長に支払われた給与、賞与その他の費用、これほどこまでもいいですけども、2月20日まではもう支払い済みですから、2月20日でもいいですし、3月20日の予定まで入れてもいいのですが、幾らになりますか、就任から。

○(総務)職員課長

個人の収入ということになりますけれども、市長の場合ですと条例で金額が計算できますので、その範囲内でお答えさせていただきたいと思います。

市長には、給与としましては、給料と寒冷地手当、それと期末手当、その3種類支給されることになってございまして、そのうち寒冷地手当につきましては、世帯区分によって額が変わるということで、これは条例上、額がはっきりしませんので、給料と期末手当の金額でお答えさせていただきたいと思います。

就任後、就任から今月、3月の支給分までを加えた額でお答えさせていただきますと、おおむねですけども、2,600万円程度の額になります。

○濱本委員

この2,600万円は、寒冷地手当も入っているのですか。

○(総務)職員課長

寒冷地手当は除いた額でございます。

○濱本委員

市長に私が申し上げたいのは、市長の職がボランティアでやっているわけではなくて、今聞いたように2,600万円も、約2年間でもらっているわけです。私は、何回も言いますが、民間の企業だったら、やはり給与に見合うだけの仕事をしていなければだめですよ。それは、やはり証明しろ、説明しろと求められますよ。あなたに給料を

これだけ払っているけれども、あなたはその給料の見合いの分だけ仕事していますかと上司から言われますよ。社長から言われますよ。そのことを私は聞いているのです。あなたは、就任以来、この2,600万円の、あなたに支払われたお金に対して見合いの仕事をしたのですかということを知っているのです。その点答えてください。

○市長

この2年間、私が市長としてどのような実績を残してきたのかということでの聞きではないかなというふうに思いますので、それについては改めてお答えさせていただきます。

やはり私自身、市長として一番重要なことは、まず掲げた公約を実現していくこととともに、市民の皆様の生活環境をよりよくしていくこと、そのようなことが中心ではないかなと思っているところでございます。その中で、私自身、まず公約に掲げさせていただいている中で、市民の皆様を大切にす政策を実現していくということで掲げさせていただいているところでございます。

例えば、まず駅のバリアフリー化、銭函駅のバリアフリー化においては、本年9月に完成予定でございます。それについては、掲げさせていただいたことを具体的に一つ実現させていただいたと思っておりますし、また、南小樽駅バリアフリー化においても、その道筋をつけるということで、その計画策定においても一歩進んだのかなと思っているところでございます。

また、子育て世代の方々をしっかりと支えていくために、小学生の医療費、無料化と掲げ、まだ無料化には至ってはおりませんが、一部負担軽減は実現させていただいておりますし、また、この場でもよく議論になります除排雪の改善においても、一歩ずつですが、階段を上っていると認識しているところでございます。

また、このまちの特産物等をしっかりと売り込むために、ふるさと納税における返礼品などにおいても動き始めたところでありますので、公約における取り組みにおいては、一歩ずつですが、進み始めているというふうに認識しております。

次に、市民参加という視点においても改善を図らせていただいたところでございます。

(「長過ぎる。演説会じゃないんだから」と呼ぶ者あり)

私としては、無作為抽出における市民公募の取り組みを実現させていただいて、今まで市政に携わったことのないような方々に市政参加にかかわっていただくようになってきているところでございますし、また、このたび、総合計画等においても、100人会議等の取り組み等を導入することで、より多くの方々の参加を促せる……

○委員長

市長に申し上げます。申しわけございませんが、実績ということでお聞きになっている。

○市長

ですから……

○委員長

これからやろうとすることについてもお話しされているかなと思います。

○市長

市長の資質に伴ってのお話ですから。

○委員長

実績ということ、たしか、これまでの実績……

○市長

ですから、現在、総合計画……

○委員長

直近、直近までの実績ということで、どういうことをされましたかと。

○市長

ですから、今回の総合計画も、このたび提案させていただいておりますから、今までの実績……

○委員長

それはでき上ったのですか。

○市長

ですから、そのように段取って、今、条例提案も進めていただいているので。

○委員長

だから、でき上がったというか、完結したものについてお聞きになりたいという。

○市長

それでは、では、その決定については、今、改めて答弁は控えさせていただきますけれども、市民参加においての改善も図ってきているところでございます。

次に、市役所職員における人材育成等においても、よく濱本委員とも議論を行いますけれども、改めて人材育成基本方針というものに対する大切さを市役所職員に伝達するとともに、管理職やそれぞれの職員との協議等を行っているところでございますが、それだけではなくて、係長職や一般職の方々ともしっかりと市長とのかかわり、また私の思い等も伝えられるように、フリートキング等も行い始めているところでございます。

また、これも濱本委員の質問の中でお話しさせていただいておりますが、人材交流、人事交流等も、他の機関とも行わせていただくようになっておりまして……

(「こんなだらだらしゃべられたって」と呼ぶ者あり)

それぞれの行った職員においては、その仕事における刺激なり、または人材における新たなつながり等も出てきていると思っておりますし、将来的には、その職員が戻られたときに小樽市として大きな環境に結びついていくのではないかなと期待しているところでございます。

また、この間、人口減少に歯どめをかけるための総合戦略における……

(「演説会じゃないんだから」と呼ぶ者あり)

策定も行ってありますし、また、観光基本計画等における策定も、今行って……

(「演説会じゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

これからの観光における寄与において……

(「注意して」と呼ぶ者あり)

今、流れが出てきているのではないかなと思っているところでございます。

さらに、教育力の……

○委員長

市長、大変申しわけございません。先ほどお願いしたとおりとどうか、お聞きしたとおりと、完結したものに、現在進行形のものについては、申しわけございませんが、これからいろいろもう山ほどあるのだろうと、それは私もわかりますけれども、完結したものの。

○市長

いや、御質問の中で、私自身の……

○委員長

実績という、完結したものについてお聞きをして、2年間……

○市長

いや、私もできるだけ簡潔にお話ししたいのですが、私もそれだけの給与をいただいている……

○委員長

そういう簡潔ではないのですよ、私が言っているのは。

○市長

私自身が、この 2 年間で、濱本委員から、2 年間それだけの給料をもらって、ボランティアではないのだから実績をきちんと話しなさいという御質問だったので、そのように答弁させていただいているのですけれども。もしここでやめろというのであれば、やめさせていただきます。

○委員長

結構です。

○濱本委員

長々とお話しいただきましたけれども、不思議なのは、だったら私が代表質問で質問したときに、今と同じようにしゃべればよかったのですよ。代表質問のときなんか全然しゃべらないのですよ。そこら辺が、このあたりが何か間違っているのではないですかということです。

○濱本委員

◎総合計画について

最後に、総合計画のことについて、予算特別委員会に付託されているので、総務常任委員会ではないので、ここで一言だけ申し上げます。

今回の総合計画策定条例に関して言えば、今までの 3 層構造から 2 層構造に変えるという大前提があります。そのことに関して言えば、議会議論は一切ありません。それから、審議会委員から市議会議員を外すということ、これも、ある意味、議会議論はありません。こういう議会議論がきちんと成り立って、双方理解した上での策定条例でなければ、やはりこれから 10 年の小樽の姿を考える、審議会も含めた、また、構造も含めた策定条例ですよ。私は、時間が足りなさ過ぎると思います。

それと、やはりいろいろよそのまちでは、例えば 2 層構造にするのか、3 層構造にするのか、メリット・デメリットを表にしてきちんと見せて、どうですかということもやっているのです。

それから、例えば基本構想、基本計画を議決事件にして、それで審議会から委員を外す。審議会は、基本構想、今、小樽は 2 層ですから、基本構想、基本計画とある。だけれども、審議会は基本構想しかやらせないとか、いろいろなパターンがあるのです。だから、そういうパターンをやはり議会とのやりとりの中で、ではこの先の 10 年を考えるフレームをつくるときに、何が一番いいのだということをやはりもっと議論しないとだめですよ、こんな唐突に出して。まして、市長提案の中で書いてある文章の量たるや本当に微々たるものです。では、これが本当に市長が考えて、この先 10 年の小樽の行く末を考えたフレームづくりのために提案するのだというのであれば、もっと提案説明の中に熱意を持って語っていなければもうそですよ。そういうふうに見ると、ただ出しただけみたいになかなか受け取れません。

きょう、この後、議決もありますけれども、私は、これは継続審査にするなり何らかの方法で、もう少し議会と市がやはりいい策定条例をつくるという作業をするための時間が必要だということを申し上げます。もし何かお考えがあれば、お聞きします。

○総務部長

先ほど分野委員にも少しお話ししたのですけれども、今後の総合計画の策定に向けては、いろいろと、今、委員からのお話あったこと等を頭に置きながら、またいろいろ配慮しながら考えていきたいと思っております。

ただ、少し言いわけっぽくて申しわけないのですが、今回、実はこの条例を提案させていただいたのは、いわゆる手続条例といえますか、総合計画を手続を踏んでやっていくに当たっての手続条例ですというような話が内部で少しあって、まずはその手続条例を提案しようという、そんな話もあった中で今回の提案だったわけです。今、

いろいろ委員からお話あったこともございますので、先ほど来お話ししているとおおり、今後も少し丁寧にいろいろと御説明しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○濱本委員

申しわけないけれども、総務部長、手続条例ではないでしょう。総合計画のフレーム、つくり、3層から2層に変えるということをここに書いてあるでしょう。そうしたら、手続条例ではないでしょう。そんな認識だから、おかしいと私は言っているのです。単なる手続を書いているのではないですよ。つくりも書いているのですよ、総合計画の。だから、手続条例なんて安易に言ってもらっては困ります。答弁はいいです。

○総務部長

今、そういうお話しされているのですけれども、今回、この議案を提案した経過について少しお話ししたつもりだったのです。先ほど来お話ししているとおおり、繰り返しになりますけれども、そこについては改めていろいろと検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時18分

再開 午後 6 時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

新谷委員ほか1名から、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨の説明を求めます。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第1号平成29年度小樽市一般会計予算に対する修正案を提案します。

安倍政権の経済政策アベノミクスで大企業は3年連続で史上最高益を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。しかし、労働者の実質賃金は4年間で年額19万円も減り、格差と貧困が一層拡大し、日本の貧困率は先進国OECD34カ国の中でワースト6位という状況です。

地方への経済効果もあられなく、小樽市内の事業所は、5年間で1,000件以上の事業所が減少し、2011年から2014年の間に非正規労働者の割合が33.5%から35.1%にふえ、正規労働者は66.5%から64.9%に減っています。

また、先ほど質問で聞いたように、低所得者の高齢者が多い上、医療費、保険料等の負担増で十分な介護も受けられないという状況もあります。

日本共産党の修正案は、こうした国の悪政から市民の福祉を増進させ、地元企業応援と雇用の拡大、若い人たちの市内への定住を図ることで景気回復にもつながることを目指し、提案するものです。

提案の内容は、高齢者の生きがい対策としてのふれあいパス事業は、2017年度の利用見込み数19万6,000冊分をワコイン利用とし、年金や事業収入が落ち込む中、社会保険料の軽減を行います。

国民健康保険料は、1世帯7,000円引き下げ、介護保険料は、第1段階は第5期より下がったため、第2段階から基準額の第5段階までを第5期と同額にします。

今春卒業の高校生の市内事業所内定率は50.9%、地元企業は地元の高校生を雇用し、人材育成をしたいという意向を持っていること、また、卒業後も求職している人もいることから20歳以下の雇用対策として、また、地元定住対策として1人20万円で1,000万円を充てます。

小零細事業者に限度額50万円、無利子、無担保の緊急資金貸付金制度を設けます。

住宅リフォーム助成制度は、利用者の要望が強いこと、個人事業者にも仕事が回り、経済波及効果が大きいことから、住宅エコリフォーム助成制度とは別に復活させ、過去3年間の申し込みの平均200件を対象にします。

若年者の生活応援定住対策として、若年者定住促進家賃補助金制度を創設し、お互いに35歳未満夫婦で非課税世帯の家賃を抽選で160世帯に補助します。

小樽市は、市営室内水泳プールを廃止後、本来、その補償金6億8,000万円をもって新プールの建設すべきを、小樽駅前再開発の資金に流用し、さらに第6次総合計画前期実施計画にのせられていた基本設計、実施設計を後退させました。市民の健康と青少年の健全育成、公認記録を出せる市営室内プール再建は、市としての責任でもあります。市民の悲願に応え、2017年度中に基本設計、実施設計をするため、2,800万円を充てます。

これらの事業を実施する財源として、有価証券売却収入、並行在来線経営分離する北海道新幹線推進費、小樽港との機能分担が崩れ小樽港を衰退させている石狩湾新港管理組合負担金、国民一人一人を管理する個人番号カード交付事業費、海水浴場対策委員会貸付金などを削減し、小貫議員の質問でも明らかになったように、IT関連企業等誘致促進補助金は不確実な部分が多く、それよりも地元企業を応援するため予算を使うべきであることから削減し、市民理解が得られず、まちづくりにも反する学校再編計画推進経費を削減し、これらを充当いたします。事業費の若干の不足分51万7,000円を財政調整基金積立金から調達し、これらの予算措置の結果、財政規模は、市長提案より1億2,063万3,000円少ない551億5,080万円となります。

不要不急の事業を削減し、市内中小零細企業応援と市民生活応援の我が党の提案に各会派の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。

○委員長

それでは、これより一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第1号ないし第16号、第31号、第37号、第40号、第44号、第56号については否決、第24号については継続審査、第1号修正案に可決の立場で討論を行います。詳しくは本会議で述べますので、簡潔に行います。

議案第1号に対する修正案については、提案説明のとおりです。

トップランナー方式での交付税の影響ですが、基準財政需要額全体では大きな増減はないとの認識でありますが、制度上、地方交付税の算定を通じて民間委託などを一律に自治体に迫るものであり、認識は改めるべきです。

IT関連企業等誘致促進補助金ですが、全額単費で2,000万円もかけて企業進出を促す補助金が計上されていますが、拙速であると考えます。まずは、地元企業を元気にすること、地場産業発展に寄与することが必要なはずで

石狩湾新港管理組合負担金については、過度の投資にならないよう、常にチェックしていくとの答弁がありましたが、具体策は見えません。

マイナンバー制度については、情報漏えいの危険性や市民へのメリットよりもデメリットが大きいことなど、一貫して反対しております。

予算編成時に除雪費を計上しなかったことについてですが、当初予算で計上することが原則であるはずで

新・市民プール整備調査事業費ですが、先進都市視察等の調査経費が計上されていますが、いつつくるかを決めて取りかかることこそ必要です。

小樽港の長期構想に数値を盛り込む方針を示したことで、港湾計画策定がおこなわれていることは大問題です。

学校適正配置ですが、基本計画を見直す必要があると主張します。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療についてですが、市民負担軽減こそ求められています。

水道事業会計について、新年度から次年度にかけて小樽市上下水道ビジョンを策定されるとのことですが、ビジ

ョン策定までに基本料金引き下げと従量料金の改定は行われたい見込みであることは問題です。

議案第24号についてです。総合計画についてですが、議論が不十分なため、継続審査を求めるものです。

議案第31号です。高速道路をNEXCO東日本に売却とのこと。急がれるべきは、高速道路ではありません。生活路線である国道5号、塩谷文庫歌と蘭島間の整備こそ優先するべきです。

議案第37号です。おたる自然の村で、野営場の入場料を新設することですが、より利用しやすくすることで利用者をふやし、経営を改善していくというのが本質であるはず。今回の事実上の値上げは逆行しています。

議案第40号です。既存借上公営住宅制度についてですが、見直しはあり得るとはいえ、拙速なスケジュールです。また、長寿命化計画への影響や特定の企業が優遇される心配を拭き切れません。

議案第44号です。簡易水道事業です。現在、赤字が続き、一般会計から繰り入れています。今後、利益を上げた場合、減債基金に積み立てるとのことですが、一般会計に戻すことが本来であるはず。

議案第56号です。子の扶養手当の増額は当然ですが、配偶者の扶養手当の削減は人事政策として不適切です。

以上申し上げ、討論いたします。

○濱本委員

自民党を代表して、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について、継続審査を主張して討論を行います。

今回の条例案は、今後策定する第7次総合計画を規定するものです。これまでの総合計画とは違う構造で策定しようとする条例案となっていますし、決して単なる手続条例ではありません。今回の予算特別委員会での審議の内容を見ても、決して十分とは言えない状況であると言えます。

よって、この議案に関しては継続審査が適切、妥当であると考えます。

委員各位の賛同を求め、討論いたします。

○齊藤委員

公明党を代表し、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例について、継続審査を主張して討論を行います。

今回の条例案においては、執行機関の附属機関である審議会の委員に市議会議員が加わることは適当でないという昭和28年の古い行政実例を根拠として、総合計画審議会の委員に市議会議員を加えない案となっています。

しかし、従来の総合計画審議会には市議会議員が加えられていたことのほか、他の審議会にも9機関23名の市議会議員が参加しており、それらを含めた全体的な議論に基づいて、議会として主体的に考え方を整理する必要があります。

また、本市においては、基本構想のみが議決事項であり、議決事項でない基本計画の策定段階から市議会議員が意見を反映させていくためには、審議会の委員となるべきと考えます。

本市の将来にかかわる重要な総合計画策定に当たって、スケジュールを考慮する余り、本質的な議論を置き去りにしては、本末転倒のそしりを免れません。

以上の理由から、今後も継続して議論の場を確保するため、継続審査を主張して討論いたします。詳しくは本会議で述べます。

○林下委員

民進党を代表して、議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について、継続審査の立場で討論をいたします。

総合計画についての議論が深まっておらず、委員会における各委員の質問にあったように、附属機関の議員の参加についても協議が行われていない状況であります。

この状況では可決の判断はできませんので、継続審査を主張いたします。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし議案第 16 号、議案第 31 号、議案第 37 号、議案第 40 号、議案第 44 号及び議案第 56 号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 24 号について採決いたします。

継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

よって、議案第 24 号が継続審査となりますことから、当委員会は閉会中も存置し、引き続き審査することといたします。

本日は、これをもって散会いたします。